

目 次

第 1 号 6月7日(金曜日)

令和元年第2回下郷町議会定例会会議録(第1号)	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
町長提案理由の説明	4
請願・陳情	1 2
休会の件	1 3
散会	1 3

第 2 号 6月12日(水曜日)

令和元年第2回下郷町議会定例会会議録(第2号)	1 5
議事日程第2号	1 6
開議	1 7
一般質問	1 7
山名田久美子君	1 7
玉川邦夫君	2 1
湯田健二君	3 0
星 輝夫君	3 5
小椋淑孝君	3 8
日程の追加	4 5
請願・陳情	4 5
閉会中の継続審査申出の件	4 6
休会の件	4 7
散会	4 7

第 3 号 6月14日(金曜日)

令和元年第2回下郷町議会定例会会議録(第3号)	4 9
議事日程第3号	5 0
開議	5 1
報告第 1号 平成30年度下郷町一般会計の繰越明許費について	5 1
議案第43号 専決処分につき承認を求めることについて	5 2
(専決第2号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定につ いて)	
議案第44号 専決処分につき承認を求めることについて	5 8

	(専決第3号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の設定について)	
議案第45号	専決処分につき承認を求めることについて……………	59
	(専決第4号 平成30年度下郷町一般会計補正予算(第8号))	
議案第46号	専決処分につき承認を求めることについて……………	61
	(専決第5号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計補正予 算(第4号))	
議案第47号	専決処分につき承認を求めることについて……………	62
	(専決第6号 平成30年度下郷町介護保険特別会計補正予算 (第3号))	
議案第48号	専決処分につき承認を求めることについて……………	63
	(専決第7号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計補 正予算(第2号))	
議案第49号	教育委員会委員の任命について……………	65
議案第50号	下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について……………	66
議案第51号	橋梁補修工事(湯野上橋)請負契約について……………	68
議案第52号	雪寒建設機械購入契約について……………	71
議案第53号	令和元年度下郷町一般会計補正予算(第1号)……………	73
議案第54号	令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)……………	73
議案第55号	令和元年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)……………	73
議案第56号	令和元年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)……………	73
議員提出議案第4号	令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就 学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を 求める意見書の提出について……………	82
閉会……………		84

令和元年第2回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	令和元年6月7日			
本会議の会期	令和元年6月7日から6月14日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	令和元年6月7日	午前10時00分	議長 佐藤盛雄
	散会	令和元年6月7日	午前10時48分	議長 佐藤盛雄
応招議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征
	5番 湯田純朗	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜
	9番 湯田健二	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征
	5番 湯田純朗	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜
	9番 湯田健二	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄
欠席議員	なし			
会議録署名議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井 哲	総合政策課長 玉川武之
	参事兼会計管理者 只浦孝行	町民課長 弓田昌彦	参事兼健康福祉課長 星 修二	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 星 敏惠	教育次長 湯田浩光	農業委員会事務局長 渡部浩市
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 渡部清一	書記 室井徳人	書記 芳賀沼 崇正	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和元年第2回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：令和元年6月7日（金）午前10時開会

開 会
開 議
諸般の報告

日程第 1

会議録署名議員の指名

1 番 星 輝 夫

2 番 玉 川 邦 夫

日程第 2

会期の決定

日程第 3

町長提案理由の説明

日程第 4

請願・陳情

委員会付託

（総務文教常任委員会）

陳情第2号 「令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情

陳情第3号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情

陳情第4号 「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情

日程第 5

休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） おはようございます。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第2回下郷町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、渡部清一君。

○議会事務局長（渡部清一） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆様のお手元に平成31年3月定例会から今定例会までの間の議員の皆様の活動状況を記載して配付してございます。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定による一般財団法人下郷町観光公社、南会津地方土地開発公社及び下郷町地域振興株式会社にかかわる財政状況に関する書類の提出がありましたので、お手元に配付してございます。

また、本年6月から令和2年3月までの議会行事予定一覧表、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表、さらには議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

そして、総合政策課の設置に伴い、課長席を設けましたので、職員の座席が変わりました。変更前後の職員座席表も配付してございます。

次に、表彰状の伝達を行います。去る6月3日に開催されました県町村議会議長会定例総会の席上におきまして、佐藤勤君が町議会議員として11年以上在職し、自治功労者として長きにわたり地方自治体の振興にご尽力されましたご功績に対して表彰の荣誉に浴されました。誠にめでたうございます。この場をおかりいたしまして、議長より表彰状の伝達をさせていただきます。

議長、演壇の前までお進み願います。

7番、佐藤勤君、演壇の前までお進みください。

○議長（佐藤盛雄君） 表彰状。

佐藤勤殿。

あなたは、多年議会議員として郷土の発展に尽力し、地方自治の振興、発展に貢献されました功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

令和元年6月3日、福島県町村議会議長会会長、村上昭正。

おめでとうございます。

(表彰状授与、拍手)

○議会事務局長（渡部清一） それでは、受賞されました佐藤勤君よりご挨拶をお願いいた

します。

- 7番（佐藤勤君） 本当に寝耳に水でありまして、きのう聞いたものですから、ありがとうございます。頂戴をいたしたいと思います。

まずもって、同席の議員の皆様、そして重ねまして町長さん初め職員の方々には、ただいま受賞に推されましたこと、心から感謝を申し上げます。私の身の回りの環境から年をそれなりに重ねてからの出馬でありましたが、めぐり合わせと申しますか、新元号初めての受賞かと思われまふ。私の信条は、少子化時代の義務教育の活性化に根源があります。また、若者が働く場所の促進、そして誰もが行く道、高齢者に感謝をという言葉であります。

今後ともご指導のほどをよろしくお願い申し上げまして、お礼の言葉と申し上げます。

（拍手）

- 議会事務局長（渡部清一） 次に、クールビズについてであります。町では5月13日から9月30日までと期間を定め、クールビズを実施しております。これを受けまして、議会での取り扱いをノーネクタイを可とするが、上着は着用する。会議中気温が上昇してきた場合は、議長または委員長により脱衣の許可をするということで議運により了承をいただいております。

以上で諸般の報告とさせていただきます。

- 議長（佐藤盛雄君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤盛雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において1番、星輝夫君及び2番、玉川邦夫君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤盛雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの8日間をしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月14日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

- 議長（佐藤盛雄君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和初となる令和元年第2回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会におきましては、報告1件、議案14件をご提案いたしましたので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

初めに、佐藤勤議員におかれましては、そのご功績が高く評価され、福島県町村議会議長会自治功労者表彰を受賞されましたこと、誠にありがとうございます。衷心よりお祝いを申し上げます。今後とも、本町の発展と町民福祉の増進のためご活躍されますことをご期待申し上げます。

さて、平成から令和へと2つの時代をまたぐこととなりました今年のゴールデンウィークでございますが、10連休ということもあり、また天候にも恵まれ、例年より3割ほど多い観光客の皆様が本町を訪れております。具体的には、大内宿で前年比約150%の増、養鱒公園につきましても約120%の増、塔のへつり、湯野上温泉につきましても例年並みの入り込みとなっております。

6月に入り、農家の皆様におかれましては田植えも終えられ、一段落かと思えます。先月下旬には、県内に今年初となる高温注意情報が出されるなど、各地で5月としては記録的な暑さとなりましたが、総じて天候にも恵まれ、順調に作業が行われたものと一安心いたしました。また、昨年は各地で水不足が懸念されるなど、その影響が心配されましたが、県内の米の収穫量は34万トン、前年比104%の微増となったようであります。本町におきましても、大きな被害の報告はなく、農作物においてはほぼ平年並みということで安堵しております。6月5日には天候が急変し、本町の一部地域で降ひょうによる農作物の被害が確認されておりますが、これからは穏やかな天候に恵まれ、無事収穫が迎えられるよう切に願うものであります。

一方、近年日本人の米離れは続いており、全国での平成30年産米収穫量は730万トンで、毎年10万トンずつ減少しております。これは、福島県の年間収穫量の3分の1に当たり、人口減少社会の進行とともに耕作放棄地の問題とあわせ、その加速化が危惧されます。このような状況の中、本町の基幹産業の一つである農業の振興、維持発展に寄与することを目的とした農業法人設立の検討状況でございますが、昨年12月に設置した下郷町農業法人設立検討委員会の幹事会において、法人基本構想、法人実施事業計画及び運営組織等について現在検討をいただいているところであります。

また、下郷農業振興地域整備計画の見直しについてでございますが、昨年度は農家意識調査を実施したところであり、農業法人設立の検討とともに、引き続き取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いを申し上げます。

それでは、提案理由の説明に先立ち、前議会以降の主に出来事についてご報告をさせていただきます。

4月1日、新たな地域おこし協力隊員、森田愛理さんが着任されました。森田さんは、新設された総合政策課に所属し、空き家を活用した交流の場づくりなど関係人口、交流

人口の拡大に向け取り組んでいただいております。議会の皆様方におかれましても、先に着任されました市村春絵隊長とともにご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

4月2日に町内保育所で入所式、4月8日には町内小中学校で入学式がとり行われ、保育所19名、小学校22名、中学校41名の新しい生活がスタートいたしました。式では、新入児童生徒の緊張した様子や楽しげな様子など、さまざまな表情に接してまいりました。昨今、社会環境の変化に伴い児童生徒にかかわる事件、事故等がたびたび発生しておりますが、今後とも今できますことを着実に実施し、子供は地域、そして家庭の宝という理念のもと、町全体で温かく見守ってまいりたいと考えております。

ゴールデンウィーク前半の4月27日、28日には、戸赤地区のやまざくらまつりや三ツ井地区のかたくりまつりが区民の皆様のご協力により開催され、多くの来訪者を迎えております。なお、桜の開花につきましては、例年より数日早まりましたが、見ごろの時期は湯野上温泉駐車場に大型バスが連日駐車し、足湯の体験や桜を観賞するツアーも数々あったようです。本年度も、夏の猿楽台地のそば、秋の観音沼森林公園の紅葉に向けて関係機関と連携を図りながら誘客につなげてまいりたいと考えております。

5月8日には、内堀雅雄福島県知事が本町を訪れ、戸赤地区の木工工房を視察されました。視察後には、町役場におきまして本町が抱える課題等について意見交換をさせていただいたところであります。

南会津地方広域市町村圏組合新消防庁舎建設事業につきましては、庁舎及び緊急車両車庫が上棟の運びとなり、去る5月18日、上棟式がとり行われるなど、着々とその整備が進められております。ここに、議会の皆様へご報告を申し上げます。

5月19日には、第16回時空の路ヒルクライム in 会津が会津美里町本郷庁舎をスタートに開催されました。恒例となっている本大会には、県内外から724名のエントリーがあり、参加者は雄大な景色や悠久の歴史の中を5月のさわやかな風を感じながら13.5キロを一気に駆け抜けました。ゴール付近には、おもてなし会場も設置され、しんごろうやアイスクリームが振る舞われるなど、有意義な大会となったようです。また、前夜祭会場となりました大内宿の山形屋さんでは、参加選手を含め多くの方々が交流を深めておりました。

5月24日には、町役場庁舎におきまして下郷町と下郷町町内郵便局及び田島郵便局との包括連携協定を締結したところであります。ご承知のように、郵便局とはさきに災害発生時における協力協定や地域における見回り活動、道路損傷等に関する情報提供協定を締結しておりますが、今回新たに地域の経済活性化を盛り込んだ包括連携協定の締結に至ったものであります。この協定は、下郷町と下郷町内郵便局及び田島郵便局が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応、地域の活性化及び住民サービスの向上等に資することを目的とするもので、本協定をもとに相互が連携協力できますことは、今後の施策を展開する上で大変心強く、本町の安全、安心、そして活性化につなげてまいりたいと考えております。

5月26日には、第52回小野岳山開きが内内区並びに小野区の協力をいただきまして開催し、町内外から177名の方々が参加され、心地よい汗を流していただきました。

5月28日には、第1回特別報酬等審議会を開催し、6名の方々を委員にご委嘱申し上げ、特別職の報酬額等の見直しについてご審議をお願いしたところであります。今後は、同審議会の意見答申を受け、適切に対応してまいりたいと考えております。

5月15日には、会津総合開発協議会による国出先機関要望活動が、5月29日には本庁省要望活動がそれぞれ行われ、会津縦貫道の整備促進、地方財源の充実と確保など、会津を開く重点要望事項について、佐藤盛雄議長さんとともに強く要望してきたところであります。

6月2日には、町内外から約400名ほどの参加を得、町観光公社着地型観光推進事業100万年ウオークが開催されました。中山風穴を体感する大高嶺バラコースや約10キロコースのほかにハーフコースなど4コースを設け、やせ馬づくり体験や会津鉄道乗車お楽しみ体験を準備するなど、大変好評を得ております。町観光公社では、本年度も月1回のペースで各種事業を展開する計画を立て、誘客に結びつけたく考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

また、本町が「希望の道を、つなごう。」をコンセプトにした東京五輪聖火リレーのルートに選定されましたことは、大変喜ばしいことであり、本町の歴史、自然、文化などその魅力をさらに磨き上げ、全国に発信してまいりたいと考えております。

さて、政府が5月24日に発表した5月の月例経済報告は、景気全体の判断について景気は輸出や生産の弱さが続いているものの、穏やかに回復しているとの下方修正をしたものとなり、行き先については通商問題の動向が世界経済に与える影響に一層注意するとしております。現在本年第1回定例会においてご議決を賜りました予算について、順調に執行させていただいておりますが、今後とも国、県の動向を注視しながら、町民各位の福祉増進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、去る5月9日に開催されました南会津地方町村会総会において、私が南会津地方町村会会長に選出され、5月10日からその職についております。また、私が管理者を務めておりました一部事務組合関係でございますが、南会津地方広域市町村圏組合管理者に菅家三雄只見町長が、南会津地方環境衛生組合管理者に大宅宗吉南会津町長が5月30日にそれぞれ就任されておりますので、ご報告を申し上げます。

それでは、本定例会にご提案申し上げます報告1件、議案14件についてご説明を申し上げます。

報告第1号 平成30年度下郷町一般会計繰越明許費についてでございますが、本年第1回定例会においてご議決をいただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

農林水産業費では道の駅給水本管布設工事、土木費では道路新設改良事業町道沼尾1号線、教育費では小中学校冷房設備対応臨時特例交付金事業で合わせて4事業、総額で1億2,489万4,000円を平成31年度に繰り越したものであります。財源内訳につきまして

は、国庫支出金等の未収入特定財源 1 億2,125万4,000円、一般財源364万円を計上しております。

議案第43号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について）でございますが、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正法を適用させる必要があるため、下郷町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成31年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容につきましては、個人町民税における住宅ローン控除の拡充に伴う措置、ふるさと納税制度の見直し、子供の貧困に対応するための非課税措置の導入、軽自動車税におけるクリーン化特例の見直し等に関し、所要の改正を行ったものであります。

議案第44号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）でございますが、地方自治法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、同日から一部改正施行令を適用させる必要があるため、下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法179条第1項本文の規定により、平成31年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の58万円から61万円に引き上げ、また国民健康保険税の軽減判定所得の基準額の引き上げに関し、所要の改正を行ったものであります。

議案第45号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第8号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ8,741万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億1,984万8,000円とするものであります。

歳入歳出ともに額の確定により予算の整理を行ったものでありますが、繰越事業となりました冷房施設設備対応臨時特例交付金事業につきましては、その財源の一部を町債から基金繰入金に振り替えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、地方自治法179条第1項本文の規定により、平成31年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第46号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ9,149万円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ8億1,814万9,000円とするものであります。

歳入歳出ともに保険給付費等の額の確定により予算の整理を行ったものであります。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成31年3月31日付で専決処分を

いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第47号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号 平成30年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ104万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ9億1,518万8,000円とするものであります。

歳入につきましては、保険者機能強化推進交付金の交付決定を受け、国庫補助金を104万6,000円増額し、歳出において予備費により収支の調整をいたしております。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成31年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第48号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第7号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））でございますが、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

歳入につきましては、使用料の額の確定により農業集落排水使用料を219万8,000円減額し、その財源として一般会計から繰入金を手当てしたもので、歳出につきましては、それに伴い財源内訳を補正したものであります。

以上、地方自治法179条第1項本文の規定により、平成31年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

議案第49号 教育委員会委員の任命でございますが、現委員のうち白石光史氏の任期が本年6月23日をもって満了となりますことから、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したくご提案申し上げるものであります。

白石氏は、教育委員会委員として平成19年6月24日から現在まで3期12年にわたりその卓越する識見で職務を全うしてこられ、その間平成25年10月31日から平成27年3月31日までは教育委員長、そして現在は教育長職務代理者として教育行政の進展にご尽力いただいております。また、同氏は、書家として町内小中学校の特別非常勤講師を務められるなど、教育、芸術、文化に関し深い造詣をお持ちの方であります。このことから、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したく、議会の同意をお願いするものであります。

議案第50号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、本年10月に予定されている消費税率の引き上げによる増収分を財源として、所得が少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置を強化するため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部が改正されたことから、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、従来から軽減措置が行われてきた第1段階の第1号被保険者に係る軽減の割合を引き上げるとともに、軽減措置の対象を第2段階、第3段階の第1号被保険者まで拡大し、それぞれ軽減の割合を定めるものであります。

議案第51号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負契約についてでございますが、本橋梁につきましましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき道路交通ネットワークの安全性と信頼性を将来にわたり確保するため、昨年度には調査設計を行い、本年度から補修、補強事業に着手するものであります。

去る5月24日、6社からなる指名競争入札の結果、下郷町大字湯野上字沼袋乙843番地、三立土建株式会社代表取締役、浅沼秀俊が1億4,850万円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決を求めるものであります。

議案第52号 雪寒建設機械購入契約でございますが、今回の雪寒建設機械の購入につきましては、ロータリー除雪車の更新となるものであります。本町では、現在3台のロータリー除雪車を保有しておりますが、そのうちの1台につきまして平成10年度の購入から20年が経過し、経年劣化による故障が頻繁に発生するなどから購入するものであります。

去る5月24日、5社からなる指名競争入札の結果、喜多方市豊川町高堂太字橋向2683番地、喜多方ブル自工株式会社代表取締役、上野利八が3,283万5,000円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決を求めるものであります。

議案第53号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第1号）でございますが、既決の予算の総額に歳入歳出それぞれ6,631万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億6,331万6,000円とするものであります。

歳入でございますが、国庫支出金の民生費国庫負担金では、議案第49号で下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についてでご説明申し上げました介護保険料の軽減措置の強化に係る介護保険低所得者保険料軽減負担金267万9,000円を計上するもので、民生費国庫補助金では、障害者等の移動支援事業に係る地域生活支援事業国庫補助金12万1,000円、障害者福祉制度改正に伴うシステム改修に係る障害者自立支援給付審査支払等システム事業補助金39万1,000円、幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援事業費補助金412万1,000円、消費税率の引き上げが低所得者、子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費等を喚起し、下支えすることを目的としたプレミアムつき商品券事業に係るプレミアム商品券事業費補助金、プレミアム商品券事業費補助金を合わせて794万3,000円を計上するものであります。

なお、プレミアム商品券につきましては、既存の事業と区別するため、本町においては思いやり商品券としておりますので、よろしく願いをいたします。

同じく、国庫支出金の商工費国庫補助金、東北観光復興対策交付金につきましては、当初予算においてプロモーション強化事業としてその経費を計上しておりましたが、本事業が補助採択されましたので、392万7,000円を計上するもので、消防費国庫補助金、消防団救助能力向上資機材緊急整備事業補助金86万4,000円につきましては、本事業により手動式油圧切断機、携帯型デジタル簡易無線機を整備するもので、補助採択を受け、計上するものであります。

県支出金の民生費県負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金133万9,000円につきましては、さきにご説明申し上げました介護保険料の軽減措置の強化に係る県負担金であります。同じく、県支出金の総務費県補助金、地域創生総合支援事業補助金につきましては、いわゆるサポート事業でございますが、当初予算において湯野上温泉駅前整備事業としてその経費を計上しておりましたが、本事業が補助採択されましたので、450万円を補正計上するもので、ふくしま移住支援金給付事業補助金150万円につきましては、

県内市町村の共同申請による地方創生推進交付基金を活用し東京圏からの移住を支援する事業で、この事業に係る県補助金を計上するものであります。民生費県補助金、地域生活支援事業県補助金6万円につきましては、先ほどご説明申し上げました障害者等の移動支援事業に係る県補助金で、商工費県補助金、消費者風評対策市町村支援事業交付金につきましては、食の安全モニターでございますが、当初予算においてその経費を計上しておりますが、本事業が補助採択されましたので、500万円を計上するものであります。

諸収入の雑入では、檜原区LED防犯灯整備事業に係るコミュニティ助成事業補助金250万円、さきにご説明申し上げました思いやり商品券事業に係るプレミアム商品券売払収入3,000万円、平成30年第4回定例会においてご議決を賜りました南会津地方広域市町村圏組合地域医療支援センターの廃止に伴う南会津地方広域市町村圏組合返還金137万1,000円をそれぞれ計上するものであります。

歳出の主なものでございますが、給与、職員手当、共済費等の人件費につきましては、4月1日付の人事異動等に伴う増減であります。

総務費の企画費では、歳入でご説明申し上げました檜原区LED防犯灯整備事業に係るコミュニティ助成事業補助金250万円、同じく歳入でご説明申し上げました東京圏からの移住を支援するふくしま移住支援金給付事業に係る下郷町移住支援金200万円、下郷ふれあいセンター費では、消防用設備に係る施設修繕料59万9,000円をそれぞれ計上するものであります。

民生費の社会福祉総務費では、歳入でご説明申し上げました思いやりつき商品券事業に係るプレミアム商品券換金手数料44万3,000円、プレミアム商品券交付金3,750万円をそれぞれ計上するもので、障害者福祉費では歳入でご説明申し上げました障害者福祉制度改正に伴うシステム改修委託料、障害者等の移動支援事業委託料、合わせて67万4,000円、児童福祉総務費では、幼児教育無償化に伴う関係経費、旅費、旅費、需用費、役務費、委託料合わせて407万7,000円を計上するもので、また扶助費の子ども医療費につきましても、見込み額から82万2,000円の増額をお願いするものであります。

消防費の災害対策費、備品購入費259万5,000円につきましては、歳入でご説明を申し上げました消防団救助能力向上資機材緊急整備事業補助金を充当し、災害対策備品を整備するものであります。

教育費のコミュニティセンター管理費では、漏水に対応するためその修繕料、漏水調査委託料、合わせて100万1,000円、学校給食共同調理場運営費では、転倒事故防止の観点から床改修に係る修繕料53万1,000円を計上し、予備費により収支の調整をするものであります。

議案第54号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ171万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,357万8,000円とするもので、国民健康保険税及び国民健康保険事業費納付金の本算定並びに4月1日付の人事異動等に伴い予算の補正を行うものであります。

議案第55号 令和元年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ526万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,474万9,000円とするもので、さきにご説明申し上げました介護保険料の軽減措置の強化及び4月1日付の人事異動等に伴い予算の補正を行うものであります。

議案第56号 令和元年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ60万8,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ2,560万9,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、4月1日付の人事異動等に伴う予算の補正を行うもので、歳出では給与、職員手当、共済費等の人件費に合わせ60万8,000円を減額し、歳入ではその財源である一般会計繰入金と同額減額するものであります。

以上、本定例会にご提案いたしました議案等につきましてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

(何事か声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 町長、星學君。

○町長(星學君) 読み違いがございましたので、訂正いたします。

議案第44号につきましての条例の設定の説明でございますが、地方税法施行令というところを地方自治法施行令ということを読み違えてしまいましたので、訂正いたします。

日程第4 請願・陳情

○議長(佐藤盛雄君) 日程第4、請願・陳情を議題とします。

この際、陳情第2号「令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情、陳情第3号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情、陳情第4号「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情の3件を議題とします。

ただいま議題となっております陳情第2号、陳情第3号、陳情第4号の3件は、会議規則第36条の規定に基づき、朗読を省略したいと思います。お手元に配付しました陳情書の写しにてご承知願います。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第2号「令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情、陳情第3号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める陳情、陳情第4号「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める陳情の3件を総務文教常任委員会に、会議規則第87条及び第90条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

日程第5 休会の件

○議長（佐藤盛雄君） 日程第5、休会の件を議題とします。

お諮りします。6月8日は土曜日のため、6月9日は日曜日のため、6月10日及び11日は議案思考のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、6月8日、9日、10日及び11日の4日間を休会とすることに決定しました。再開本会議は6月12日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れなしと認めます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。（午前10時48分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年6月7日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和元年第2回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	令和元年6月12日			
本会議の会期	令和元年6月7日から6月14日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和元年6月12日	午前10時00分	議長 佐藤盛雄
	散会	令和元年6月12日	午後1時38分	議長 佐藤盛雄
応招議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征
	5番 湯田純朗	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜
	9番 湯田健二	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征
	5番 湯田純朗	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜
	9番 湯田健二	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄
欠席議員	なし			
会議録署名議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井 哲	総合政策課長 玉川武之
	参事兼会計管理者 只浦孝行	町民課長 弓田昌彦	参事兼健康福祉課長 星 修二	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 星 敏惠	教育次長 湯田浩光	農業委員会事務局長 渡部浩市
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 渡部清一	書記 室井徳人	書記 芳賀沼崇正	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和元年第2回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：令和元年6月12日（水）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 請願・陳情

委員会報告

（総務文教常任委員会）

陳情第2号 「令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童
生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な
就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情

追加日程第 2 閉会中の継続審査申出の件

追加日程第 3 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（佐藤盛雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 皆さん、おはようございます。議席番号10番、山名田久美子、一般質問通告書に基づき質問させていただきます。

1点目、はしか予防接種についてご質問いたします。昨年沖縄県を中心にはしかの感染が広がりました。厚生労働省は、重症化しやすい妊婦やゼロ歳児の感染を防ぐため、接触することの多い病院や保育園の職員に2回の予防接種を徹底する方針を決め、はしかの予防指針を改正するとしました。はしかワクチンは、1歳と小学生入学前の計2回定期接種の対象で、公費助成となります。日本では1978年から定期接種が始まり、2回接種すれば予防できます。1990年4月1日以前に生まれた人は、当時の制度で1回だったため、免疫が不十分で、感染のおそれがあります。定期接種の対象でなければ原則自己負担になります。予防接種は、1回1万円程度、抗体検査は数千円かかるようです。

新聞報道によりますと、県内での患者数は現時点で昨年1年間の9名に対し10名となっており、5カ月間で昨年を上回っています。10名のうち8名が男性で、子供のころに予防接種の機会がなかった30代から50代のリスクが高いと見ています。各市町村は、39歳から56歳までの男性を対象に免疫の有無を調べる抗体検査とワクチン接種が無料となるクーポンを配付するとしています。下郷町では対象となる年代の人数は何人になるのでしょうか。また、それ以外、1990年4月1日以前に生まれた町民への助成制度はあるのでしょうか、お伺いいたします。

2点目です。有害鳥獣被害について。現在町内において、有害鳥獣被害は田畑に限らず、観音沼や中山風穴でも見られます。観音沼ではニホンジカによるミツガシワやミズバショウの被害が多く見られます。ミズバショウにおいては、イノシシの被害もあるようです。観音沼には珍しい浮島がございます。この浮島は、枯れた植物が腐らず積み重なったもの、泥炭というもの、それにミツガシワの根でつくられております。いわば浮いている湿原と言えるのです。そのミツガシワが被害に遭うということは、浮島ができにくくなるということになります。また、中山風穴ではイノシシの被害です。まだ指定地内での被害は見受けられないようです。しかし、いこいの広場周辺では、ここ指定地内ではございません。しかし、珍しいピンクのイカリソウが群生していました。今はイノシシの被害により掘り起こされ、ほとんど見ることはできません。被害が大きくなる

前の対策として、柵やネット、わなの設置は考えられないでしょうか。また、3月議会の予算特別委員会でわな猟免許取得について、各行政区から2名の推薦を得て補助金を出し、講習を受けていただくとされてきました。その後どのように進んでいるのかお伺いいたします。

以上、2点よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、山名田久美子議員のご質問にお答えします。

1点目のはしか予防接種でございますが、まず初めに平成31年2月1日に改正定期接種実施要領によりますと、風疹第5期の予防接種は昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性が対象となっております。下郷町におきましては、対象者は5月末時点で529人となっております。国の指針では、この風疹追加的対策の実施方法について3カ年計画で段階的に行うとしており、今年度については昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象としております。下郷町では5月末に案内文書及びクーポン券を対象者187名に送付済みでございます。このクーポン券を使用して、まずは風疹抗体検査を受けていただき、十分な量の抗体がないとされた方については予防接種を受けていただくこととなります。この風疹抗体検査及び予防接種については、全額公費負担となっております。また、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日まで生まれた方の男性については来年度実施予定でございます。

次に、第2点目のそれ以外の1990年4月1日以前に生まれた町民への助成制度であります。妊娠中の風疹感染による先天性風疹症候群の発生を防止するため、下郷町風疹抗体検査及び風疹等予防接種助成事業として妊娠を予定、または希望している女性及び配偶者に対し抗体検査は6,600円、予防接種は1万1,000円を上限に助成しています。

次に、大きな2点目の有害鳥獣被害でございますが、観音沼におけるミツガシワ、浮島やミズバショウ、中山風穴における群生植物は町の貴重な財産であります。現在までの対応としては、観音沼においてはミズバショウの被害によるシカ駆除のわなの設置、シカが沼に近づかないため防鳥ネット設置などを行ってきました。鳥獣対策は、ほかにも対策がございますが、観音沼、中山風穴は町の重要な観光地でもあり、観光客の景観上の問題や安全対策を優先的に考えなければならないことや観音沼は鳥獣保護区の指定、中山風穴においては国天然記念物の指定を受けているため、対策は限定されます。今後も町捕獲隊と協議を重ね、対策について協議し、対応していく所存でありますので、よろしくお願いたします。

続いて、わな免許取得の取り組みでございますが、4月中に捕獲隊総会及び駐在員会議において概要の承諾を得た上で、5月下旬に各行政区へ推薦依頼の通知を送付し、現在行政区長からの推薦を取りまとめている段階であります。被推薦者の支援として、猟銃免許、狩猟免許試験の受験料と受検に必要な医師の診断料について町からの補助金を交付いたします。推薦期間の途中ではありますが、6月10日現在、非推薦者は14行政区で27名となり、有害鳥獣捕獲の担い手確保が期待されているところです。今後の取り組み

として、わな免許試験の受験に係る説明会の開催や有害捕獲活動に係る傷害保険、施設賠償責任保険の加入手続等を実施し、円滑な事業の推進に努めていく考えでありますので、よろしく願いをいたします。

以上であります。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありますか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

まず、はしか予防接種についてですが、段階的に行っていくということは了解しました。やはり我々還暦を過ぎますと、ほぼ1度ははしかにかかっているだろうという年代は抗体は持っているのだろうなと思っております。ただ、沖縄県を中心に感染が広がったというのが海外から渡航されて、沖縄を旅行された方から広がったという新聞報道を見ているのですけれども、日本ではしかにかかるといふこと、本当に珍しかったのです、最近は。ただ、こういう今インバウンドも含め、海外から来る方が大勢いらっしゃる中で、外から持ってこられるものといふのは大きいのかなといふふうに感じております。そういう中で私たちこれから結婚される方、それから出産される方、そういった方々が1990年、本当にこの年齢といふのが一番30代を迎える年齢なのです。そういったことも含めて、今国は男性中心にワクチン接種とか抗体検査といふことで上がっておりますけれども、やはりこういった、今回クーポンを受け取ったといふことも聞いております。ただ、これが実際に行って抗体検査をするかどうか、そこまで最終的に町のほうではチェックしていただきたいなといふふうに要望いたします。

女性に対し、これから出産、育児を迎える女性、それから配偶者に対しても上限を6,600円、1万1,000円上限に補助していくといふことでございますので、そういったことも今クーポンの対象になっていなくても、早目に受けられますよといふことは広報などを通じてお知らせしていただきたいなと思っております。今回6月号の広報にも風疹抗体検査、町ではといふことで出されております。やっぱりこういった形できちんと町民に知らせて、そういう制度があるのだよといふことを徹底していただきたいなといふふうに思います。

それから、あと有害鳥獣についてなのですが、今まで本当にイノシシといふのはそんなにいなかったのかなと感じるほど見たことなかったのですが、ここ数年かなり増えているのです。観音沼において、ミズバショウは本当全滅といふふうに言われています。それから、浮島になるミツガシワ、これも町の昔の資料を見ますと水辺一面にミズカシワが咲いていて、そういった風景といふのが昭和50年後半なのですが、すばらしい景色だったのです。それがもうほとんど見られない。本当にここ30年でひどい状況になっている。これは、県のもりの案内人の方も多分町のほうにいろいろと説明に伺って、このままではなくなってしまうぞといふことをおっしゃっていると思うのです。浮島をつくる泥炭層といふのは、1年に1ミリ以下しか育たないのだそうです。尾瀬なんかでも鹿が踏み荒らした泥炭層といふのは、ひどいところだと10センチにもなるのだそうです。そういったところが1年1ミリしか育たないといふことは、100年かけないとそこが復元

できないという状況になってきているわけなのです。なので、待つてはられない状況だと思えます。これだけ観音沼、それから中山風穴を私たちの財産とするのであれば、早目の対策をとっていく必要があるのではないかというふうに思えます。また、今町長がおっしゃいました国の指定を受けているからということで、制限があるとおっしゃっていましたが、指定を受けても、自然というものは後退したらそのままなのです。そうなる前に国への働きかけも同時に行っていただきたいと思えます。

それと、またわな猟免許についてなのですが、これだけ14行政区、27名から申請があるということは、鳥獣被害について皆さんの関心は高いのかなと思っております。ここに補助をしていただくということはありがたいことだと思いますので、これをきちんと皆さんが受けて、鳥獣被害対策に1つでも貢献できるような体制をとっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 山名田議員の再質問にお答えします。

風疹の抗体検査チェック、これについてはプライバシーの問題もありますけれども、広報等で再度徹底した検査を受けるように知らせることも重要であると考えますから、引き続き広報での周知をしていきたいと思えます。また、感染予防のために男性中心ばかりではなくて、女性もやはり必要でございますので、そうした面でも広報等で十分に知らせていきたいと思えます。

それから、有害鳥獣の件でございますが、観音沼にしても中山風穴にしても大切な町の観光資源でもあるし、国の指定を受けている特別植物群、あるいは国定公園の地域にも入る場所が観音沼でございますので、ぜひその管理には十分注意しなければなりませんけれども、いずれにしても鳥獣被害は今最大の問題でありますけれども、やはり個体をどのように減らすかということが問題なのです。柵をやったり、わなをかけてもなかなかかからないのが現状でございます。これは、県に行っても国に行っても要望を続けておりますので、その対策については十分にやっていただくようお願いしているつもりでございます。今後とも引き続き要望活動はやっていきます。ただし、浮島については30年来だんだん、だんだんなくなってしまうということが考えられます。それは、いろいろな自然条件によって変わってきますので、その辺はもう少し研究しないとこの対策についてはなかなか結論が出ないであろうと私は感じておりますので、今後とも注視していく考えでございます。

また、わな免許については引き続き行政区の区長さん、駐在員の方にご協力をいただいて、町民の方のご協力をいただいて実施していく考えでございますので、議員の皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） ありがとうございます。はしか予防接種については了解いたし

ました。これから生まれてくる子供たちだとか妊婦さんの重症化しやすい点を考えれば、いろいろと進めていただきたいと思います。

鳥獣被害について、最後1点だけ。どうあがいても鳥獣に対抗できない部分というのは確かにあるのかもしれませんが、ただ、町内にも福島県もりの案内人だとか尾瀬保護にかかわっている方々も結構いらっしゃると思うのです。そういった方々の意見も受け入れて話し合いをしたり、考える場所というのは町のほうと一緒につくっていただきたいなどは思うのですが、その辺はどうでしょうか。最後ご質問いたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 山名田議員の再々質問にお答えしますが、あらゆる人の意見を聞きながらやっぱり対策をしていくことは当然だと思いますから、もりの案内人の方においてもぜひ提案をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはございませんか。

○10番（山名田久美子君） ありません。

○議長（佐藤盛雄君） これで10番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

次に、2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 議員番号2番、玉川邦夫です。通告書に基づいて、大きく3つ柱を立てました。質問させていただきます。

1つ目は、相次ぐ殺傷事件からの教訓ということでございます。40代、50代の大人が相次いで起こした事件が日本中を震撼させています。引きこもっていた成人が集団登校の子供たちを襲い、その数日後にはひきこもりの息子の行動に危機感を感じた父親が息子を殺傷するという痛ましい事件が続きました。世間の人々からは、ひきこもりイコール犯罪予備軍といった誤解や偏見が助長され、大きな社会問題になっています。さらに、心配なのは多感な時期を迎えている子供たちに大きなショックを与えたのではないかとことです。不登校のようなひきこもりは非社会的行動といわれ、外に向かって暴力に出る反社会的行動は極めてまれであると言われてきました。それだけに事件の背景には複雑なものがあるということです。

こうした相次ぐ痛ましい事件に関連して、町長に2つお伺いします。1つは、本町の小中学校におけるここ数年の不登校児童生徒の数、そして卒業後の支援体制はどうなっているのか伺います。

2つ目は、この憂慮すべき事態をどう捉え、学校現場や地域家庭にどのような支援が大事なのか、町長の考えを伺います。

2つ目の柱として、長期展望に立った観光事業を目指してということでもあります。町長は、下郷町の基幹産業の一つに観光業を最重点に掲げています。その意味でも新しい総合政策課の設立は、観光事業のスムーズな運営と長期展望に立った政策が期待されています。

そこで、3点についてぜひ前向きに検討していただきたいと思いますのですが、町長の考えを伺

います。1つ目は、「昔今の物語～昔と今が出会える町」というタイトルでプロモーションビデオが十数年前に制作されました。プロの安孫子さんが手がけてくれた非常に素晴らしい観光映像です。しかし、あまり活用されていないようです。どうしてかと考えたときに、主役である町民の活動の様子、満足されている観光客の表情が少ないような気がいたします。ぜひさまざまなイベントの様子をドローンなどを使ってふんだんに取り入れた観光ビデオを制作し、ホームページにアップしていただきたいが、いかがですか。

2つ目、今年から観光公社に旅行取り扱いの資格を持ったエージェントの席ができました。これからは町のよさをしっかり盛り込んだ滞在型プランを積極的に進めていただき、誘客につないでいってくださることを期待しています。

そこで、現在の一般財団法人から自主性を持った事業展開がより可能だと言われている一般社団法人に経営形態を変えていく構想はあるのか伺います。

3つ目として、下郷町はウオークの町として定着してきました。民間、町民がこうした自然を舞台にしたイベントで頑張ってきましたが、あと何年ぐらい続けられるのだとふと考えることがあります。そんな折、昨年度行政では県のサポート事業で日暮滝周辺の環境整備をしていただきました。それが私にとって非常に大きなヒントになりました。というのは大峠までの大自然を森林浴、森林セラピーの森に指定し、心身の疲れを癒やす森林公園をつくることです。遊歩道や案内板の設置、動植物の保護、エコカーの運行、温泉との連携など環境の機能も備えた癒やしの空間を提供できれば滞在型のお客が増えるだろうと私は思います。ぜひ長期展望に立って、森林セラピーのビジネス化を目指すために、民間人を交えたプロジェクトチームを立ち上げてはどうかということです。素晴らしい資源を生かす行政としての構想があるのかお尋ねします。

最後に、大きな3つの柱でございます。在京下郷の方々をまちおこし協力隊に。私は、3年続けて在京下郷の集いに出席し、下郷出身の方にこのように素晴らしい先輩、あるいは後輩たちがいるのだと、しかもここに集まった方々は下郷をこよなく愛し、応援してくれる方々なのだということを知りました。ところが、懇談会ではいつもふるさと納税返礼品の話題で盛り上がってしまいます。学識豊かな方、戦後苦勞して企業を興してきた方、現在大企業の一線で活躍されている方、これからの地方のあり方に関心を持たれている方たちが町づくりに向けた知恵やアドバイスをいただけるようなテーマで懇談してほしいと、そう思います。

今行政は、民泊や空き家対策、さらには企業誘致事業に本格的に取り組もうとしています。ぜひ町の活性化のために在京の方々から湧き出る知恵を大いに活用すべきではないかというふうに思います。町長は、こうしたかわりについてどう考えておられるのかお尋ねします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、玉川邦夫議員の大きな1点目の相次ぐ殺傷事件からの教訓でござ

いますが、教育長から答弁させます。

次に、大きな2点目の長期展望に立った観光事業を目指してでございますが、1点目のさまざまなイベントの様子をドローンなどを活用し、新たな観光ビデオを制作してはどうかについてのご質問でございますが、平成27年に下郷町観光協会が株式会社ミルインターナショナル会津ジイゴ坂スタジオと委託契約し、下郷町プロモーションビデオを制作しました。現在は町ホームページと下郷町観光協会ホームページで動画を配信しており、観光協会ホームページではインバウンドに対応した英語字幕、中国語字幕で動画を配信しております。また、これまでも観光キャラバンなどでプロモーションビデオを会場で上映し、観光PRをしてきたところでございます。ご指摘のドローンなどを活用した新しい観光ビデオ制作については、新たな機器を活用し、観光PRビデオ制作も有効な手段と思われるので、町観光協会と協議しながら今後検討していきたいと考えます。

次に、2点目の町観光公社の旅行業登録に伴い、一般財団法人から一般社団法人に経営形態を変えていく構想はあるのかとのご質問でございますが、そのような経営形態の変更構想は現在のところございません。一般的に財団法人と社団法人との違いでございますが、財団法人につきましては財産運用の用途や委ねる会社の設立を目的としておりますので、町観光公社の場合は養鱒センターなどの公的財産の運用や各指定管理制度により町内施設の管理運営をしている内容でございます。一方、社団法人につきましては人の集まりに対しての団体、例えば同一事業所による協会や学会、事業団体及び会社法人の集まり、団体がこれに該当するものと考えております。社団法人につきましては、これら同一事業団体の集まりを想定した法人でございますので、現在町観光公社の運営形態にはそぐわないのではないかと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

なお、さきに町観光公社では旅行業登録し、旅行会社として事業展開しております。本年度は日帰りツアー3本、宿泊ツアー1本を計画しており、既に日帰りツアー、日暮滝散策を5月に実施しております。まだ始まったばかりの事業でございますので、関係者の皆様方からご意見をお聞きし、今後とも進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、3点目の長期展望に立った森林セラピーの森を指定し、心身の疲れを癒やす森林公園をつくり、森林セラピーのビジネス化を目指すためにプロジェクトチームを立ち上げてはどうかというご質問でございますが、ご指摘のとおり観音沼森林公園や日暮滝、鏡ヶ沼など大峠周辺を含めた大自然は魅力ある観光資源であります。町としても十分認識しているところであります。今ほど申し上げましたように今年度町観光公社では日暮滝周辺の日帰りツアーを開催しておりまして、参加者の皆様に大変好評と聞いております。

ご質問の森林セラピーにつきましては、森林の癒やし効果を科学的に実証し、健康増進や予防医療に森林浴を役立てようとするものでありまして、森林セラピーの認定は2006年から始まり、これまで全国で約60カ所以上の森が認定されており、各地域におい

て自然を生かした観光、まちおこしの一つとして活用、期待が寄せられているところ
あります。本町のすばらしい自然と環境を生かした滞在型観光につきましても、町では
先ほど観光公社事業を初めとして積極的に考えていかなければならないと思ってお
ります。また、本年度は第6次下郷町振興計画の計画策定の年でございます。住民の皆
さんを交えたワークショップなどを開催する予定でございますので、その活用につ
いて他方面の皆様方からのご意見をお聞きし、検討しなければならぬと考えてお
りますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。

次に、大きな3点目の在京下郷の方々を町おこし協力隊にでございますが、在京下郷
会につきましては会則の中でふるさととの情報交換を密にし、下郷町の発展に寄与
することを目的としておりまして、町としましてはふるさとである下郷を応援して
いただく意味でも会員の皆様方にふるさと納税についてのご説明をさせていただ
いたところであり、平成30年度につきましては計335件、409万5,000円、前年度より116件、110万5,000円
増の多くのふるさと納税をいただいたところであります。議員の質問にもありま
すとおり、町出身でご活躍されている皆様方から町づくりに向けた知見やアドバ
イスをいただくことは、町にとってもとても重要なことであり、町の活性化、
発展につながるものと考えております。本年の懇談会には現在2名委嘱して
おります町の地域おこし協力隊による活動報告や在京会員でご活躍されて
いる会員の皆様との町づくりに向けた新たな提言をいただけるようテーマを
懇談できますよう、在京会と打ち合わせをして、内容を検討させていただ
きたいと思っております。さらには地域おこし協力隊は、それぞれ空き家
対策や定住促進、農業及び地域活性化など本町の地域課題解決への取
組みを行っておりますが、在京会の皆様につきましても町出身の
皆様方による本町の地域おこし協力隊であると思っておりますので、
今後とも町発展のためお力添えをいただき、町と在京下郷会が
一体となり、本町の活性化に尽力していただく考えであります。今
後とも在京下郷会の皆様には町の発展のためにご支援とご協力を
お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） 2番、玉川邦夫議員の相次ぐ殺傷事件からの教訓
についての質問に私からお答えさせていただきます。

相次ぐ殺傷事件の教訓についてでございますが、まず初めに小中学校の
不登校の定義でございますが、連続、または断続して30日以上欠席
した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは
社会的要因、背景により児童生徒が登校しない、あるいはしたく
ともできない状況にあることを不登校として取り扱っております。
その上で過去5年間の下郷町の不登校児童生徒数は、今年度につ
きましては小学校ではゼロでございます。中学校では1名ござ
います。平成30年度につきましては、小学校で1名、中学校
で4名がございました。平成29年度では小学校が1名、中
学校が3名、平成28年度につきましては小学校がゼロ、中
学校が3名、平成27年度につきましては小学校がゼロ、中
学校が8名というふうな状況でございました。卒業後の支援
体制につきましては、基本的には福祉関係の部署となります
が、身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けた

心身に障害のある方もしくは生活困窮世帯等に対しまして適切なサービスが提供できるよう、本人や家族からの要請に応じて個別的な相談、支援を行っているところでございます。また、社会福祉協議会においては生活困窮者を対象に、生活保護世帯にならないように就労支援や金銭の管理を行い、生活の安定を図っているところでございます。

次に、2つ目のこの憂慮すべき事態をどう捉え、学校現場や家庭、地域にはどのような支援が大事なのかというご質問でございますが、今回のような事件を未然に防止するためにはさまざまな角度からの多面的な支援が必要であると考えております。まず、学校現場に対する支援でございますが、交通安全のみならず、犯罪から子供を守るための防犯的視点も取り入れながら、警察や行政による防犯パトロールの強化が必要であると考えております。また、交通安全協会や交通安全母の会、防犯協力会等、各種ボランティア団体や子ども避難の家など地域の方々のご協力も地域安全の基盤となるところでございます。児童生徒の安全、生命を守るには、これら地域ぐるみでの連携が最も重要であると考えます。また、家庭、地域への支援でございますが、不登校になっている児童生徒やその保護者に対してはスクールカウンセラーを通じた心のケアやスクールソーシャルワーカーによる専門機関への橋渡しを行っているところであります。今後も継続して行っていかなければならないと思っております。

義務教育課程終了後におけるいわゆるひきこもりとなっている方々への支援体制につきましては、プライバシー等のさまざまな問題を抱えており、十分な支援ができないのが現状でございます。今後行政区長や民生委員さんからの情報等を共有しながら、積極的なアプローチによって求められるニーズを精査し、ひきこもりに悩む方々の社会参加の動機づけを図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対する答弁を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 再質問をさせていただきます。

まず、大きな1番ということで、不登校の実態を数字で示していただきまして、ありがとうございました。私が思っていたと言うと大変失礼な、小学校非常に少ないという、ありがたいことだなど、先生方頑張っているのだと思います。ただ、中学校はこのぐらいの人数が想定はされるわけですけれども、非常に近年は若干減ってはきていますけれども、中学校から突然不登校というのはあまりないと思うのです。不登校ぎみ、先ほどの定義では30日以上、これは文科省で報告を求めるように全国的に決められた規定されたものだと思うのですけれども、現場では不登校ぎみというのはかなり、あるいは毎日保健室に登校しているのは不登校ぎみですね。それから、週に必ず1日、2日休むという子もいないわけではないのですが、小学校で出なくて中学でいきなり数字化されてくるということの何か教育長さんが今までの中でデータとして、どういう事態というふうに捉えているかということをまず1点ご質問いたします。ちょっと抽象的な質問になりましたけれども。

それから、前回も多分質問に、話題にさせてもらったソーシャルワーカー。結局不登

校のまま卒業する子も何人かいるかもしれません。中学校というのは大変そういうのでご苦労されているのですけれども、高校に行けない、中学校でとにかく頑張れよと職を見つける方向で中学を卒業された。そういう子供たちへの支援というのは福祉方面に委ねられているということなのですが、どのぐらい学校がかかわれるか。私は、それよりスクールソーシャルワーカー県から委嘱されております。どのぐらい卒業した子にかかわること可能なのか、それお聞きしたいと思います。中学校と小学校の中で、あとは卒業したら責任としてはないから、かかわりがないとか、そういう要望もないから、かかわらないということなのか、その立場上のところでちょっとご質問をいたします。というのは私ちょっと経験の中で、なかなか高校に入学したのだけれども、すぐに行けなくなってしまった。それで、前のカウンセラー、中学校のときに大変お世話になったカウンセラーの方に相談継続、続けたいと。それは大いに結構だという、そういうケースもあります。やっぱり長く、おまえもう中学校だからと切るのではなくて、長くかかわってあげる。年代の段階でいろいろ専門的な分野からかかわってやるという、そういう配慮、そういう学校サイド、行政サイドの思いやりも大事ななというふうに思っております。

次、大きな2つ目です。「昔今の物語」、これ実は観光協会の理事会のとき私出席して、つくってありますよと渡されたのが10年ぐらい前になるか、プロモーションビデオだったのです。ちょっと情報不足だったかもしれませんが、それ見た限りではすばらしいのだけれども、町を紹介している、観光。大内も結構手厚く、春、夏、秋、冬という感じですがごくきれいに紹介されている。私の言いたいのは、今民間が一生懸命いろんな活動、旧檜原、中街道、あるいは100万年ウオーク、あるいは町の小野岳の登山、そういうのを町ぐるみでやっているのだよと、そういう映像が欲しいのです。そこには必ずお客様が200人、300人の表情があります。こんな観光がありますではない。こんな活動をしていますという、そういうものは我々のカメラが撮ったものかもしれません。あるいは、ちょっとドローンを飛ばして、全体的な人の流れなど。それを前回ちょっと通じなかったものですから、今回もう一度お話しさせていただいたのですけれども、これ近年動画で配信しているというので私後で見させていただきますけれども、町民が世話をして、裏方が一生懸命うどんを温めている、そういうのも含めた、私はそういうビデオを、すごい町だなと、そこをPRしてほしいのです。酌み取ってください。

ドローンに関して、非常にドローンの効果というのは大きいと。いろんなところにどんどん使われています。規制はかかっています。私のところに何人かぜひということで、これ最近ドローンでまちおこしをやっているところがあります。全国から100人、200人集まってくるのです。それはなぜかという、都会の人たちはやる場所がない。ところが、下郷は規制かからない場所も結構あるかなと。あと、地域の協力いただければドローンを飛ばすことができる。それだけでも観光になるわけですが、ドローンを飛ばす人はいろんなコースをつくったり、そういう遊びも兼ねた空間をやるために来るとい、それも新しい観光の一つかなというふうに思って、私も非常に下郷町は立地条件がいいので、特にドローンに関しては真剣に旅行の一つとして考えていてほしいなとい

うふうに思っております。

2番目、エージェントの席ができたということで、本当に業者並みの仕事を渡部さんという方がしております。基本はもう滞在型。下郷に客を引っ張ってくるという、バス1台、2台。それが今私どももささやかだけれども、ウオーク事業をやっていますけれども、その事業をバス2台分引っ張ってくるからと、そういう心強いお話も聞いて、協力しなければならないなんていうふうに思っているのですが、実は観光公社が一般財団であるのだけれども、一般法人化して非常にやりやすい部分があるという、私もいろいろ調べるとあるのです。これがそこまでの力がなかなか、スタッフ少ないですので、難しいのかなというふうに思うのですけれども、それは私としてはちょっと質問なのですけれども、今観光協会の事務局を役場、行政に持ってきていますよね。私物すごく大変だなと思って、これは前も話題になったようだけれども、あれをやっぱり社団法人にしてあげる。そのための受け皿としては観光公社かなと。観光公社が社団法人になって、そこに観光協会の事務局。物すごく大変なのは、役場職員が2人も専属でやっています。これは、予算のこともあるのでしょうかけれども、これを法人化すると法人化した職員たちが国や県から予算をいただく事務的なのも請け負えるというような予算もあるというふうに聞いております。非常に社会法人というのは規制がないと。2人でも立ち上げることができる。そういう予算もあるので、そういうところを今各町村でどんどん観光協会が法人化されているというニュースというか、情報が出ております。それは、町職員をそこに張りつけると大変なことなので、やっぱり専務にかかわってもら。町職員は異動がありますので、それがかわるとまた結局観光協会のほうに非常にご苦労をかける。そんなことから、観光協会の一般法人化へ入っていく、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

次、前向きな姿勢をお聞きすることができて、大変うれしく思います。森林セラピー。そうです。林野庁が今全国63カ所。まだ福島ありません。私山形の小国というところ、これ大変代表的なのです。あそこは飯豊山があります。あの入り口からずっと坂登ってなのですけれども、あの辺一带を森林セラピーの基地にしたのです。一生懸命国に働きかけたという経緯あります。それは地域の方です。役場さんばかり骨折るわけにいかない。みんなでプロジェクトを組んで、基地にしてくれと。それが功を奏していろんな観光客が、泊まり客が増えている。当然温泉とのかかわり、森林関係、登山の人たちも含めて、全て抱きかかえて大型プロジェクトにして指定というのですか、63の中の1つになったという私はニュースを見て、下郷はまさにその部分だなと。国立公園があります、日光国立公園。そして、大川羽鳥県立公園があります。県内探しても、こんなダブっているところないのです。これを生かさない手はない。地域の方が強く望んでいる。2人ちょっと紹介しますが、セラピーの資格を今取って、公民館でも講師として働いていますけれども、ぜひ大峠までゆっくり歩く、ブナ林のある、森林浴のできるそういうコースを、安全なコースをつくりたいねと。山登る人は登ってくださいと。そうなのです。山登れない人もゆっくり歩けると。昨年町長が日暮滝のあの一带を滞在型で森林浴できるようにしようと。あれを大きく我々で、みんなで、森を愛する人たちがやっぱ

り構想を練ることは、とても今後これから大事かなというふうに思います。もう一人は、登山がとても好きな地元の方です。この方は、湯野上の又見山と中山風穴のある金塚を時々清掃しています。これは、温泉につかって歩くのだと、何も山登るのではなく、この身近なところに遊歩道あるよと歩いてもらう。それによって癒やされていくと、そういう森林の森をつくっていくということです。ぜひそういう面で、今精神疾患が入って5大疾病になりました。鬱とか私たちにやってくるかもしれない認知症、この方たちを癒やす森林セラピーの基地を頑張ってつくっていききたいなど、そういうふうに思っております。

最後の最後です。3番目、最後の話は在京下郷、3年間参加したわけですがけれども、地域おこし協力隊、空き家対策、特に本格的に取り組む、あと民泊も当然迫られています。そして、もう既に始まっている企業誘致、これらのアイデアというか、知恵は、何か私は3回参加して、在京下郷の方々すばらしい人いっぱいいるのです。東大出た人もいる、あるいは荒井さん、旧姓。齊藤孝喜さんが歌舞伎揚げの煎餅で取締役になっていますけれども、そういうすばらしい人材を下郷は輩出しています。そういう人たちの知恵をかりるときだなど、そういうふうに思っております。向こうでの懇談会の1時間だけでは足りません。ぜひ審議会というか、協議会といいますか、そういうものを立ち上げたときにこういう人たちに一声かけてまぎってもら。そして、PRしてもら。何せ中央にいますので、下郷の民泊いいよと。実際にまだ活動していないわけで、そういう民泊体制ができたなら招いて発信してもら。あるいは、空き家対策、こういう空き家、本当に今うちのふるさとはこうなのだと、でもいい空き家がいっぱいあるよとああいう人たちから情報発信してもら。そういう体制できるかどうか、そういうお考えがあるかどうか最後にお聞きして質問終わります。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） それでは、私から1点目の部分なのですが、この不登校の関係でどういった状況を捉えているかという部分なのですが、不登校におきましては幾つかのタイプがございます。人数も少ないということで、プライバシーの関係もございますので、どういった不登校があるのかということで紹介させていただければというふうに思います。

大きな不登校のタイプとして幾つかございます。そういった中では学校生活上の影響ということで、嫌がらせする子供の存在や職員との人間関係、あとは遊び、非行ということで遊びに熱中したりということで、あと無気力で学校には行かない。あと、不安等、情緒的な混乱ということで、登校の意思はあるのだけれども、不調を訴えて登校できない。あと、意図的な拒否ということで、自分の好きな方向を選んでということで学校に行かない等々の状況がございます。そういった中での不登校になっているのかなというふうに思います。

あと、それとソーシャルワーカー関係でございしますが、これにつきましてはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとともに児童生徒の支援ということで、こ

これは義務教育の中での支援になってくるのかなというふうに思います。それ以外、中学校卒業した後については、これには福祉部門の関係が出てくるのかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと申します。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1点目の相次ぐ殺傷事件からの教訓で、町長の考え方を伺いますと、こう質問内容ありますので、教育長が答弁しましたけれども、私の考えを若干答弁させていただきます。

新聞報道や何かで震撼させております痛ましい事件としては私は認識を十分持っております。全ての町民がかけがえのない個人として尊重される社会、実現を目指すことが第一であります。支援としては、社会福祉協議会における支援、民生委員との連携した支援、そういう心の健康、人間の関係の視点を含めた包括的な支援をしていくということは当然であります。

次に、観光業の関係の「今昔の物語」の関係のドローンの活用でございますが、ドローンの活用は当然さきのプロモーションビデオでも利用していますので、今後とも観光協会の事業でございますから、その辺は十分に協議をしていく考えでございます。

また、社団法人関係と財団法人関係のことでございますが、再質問の中には観光協会のことを言っていますので、これはあくまでも観光協会のお話でございますので、私から答弁することは差し控えたいと思ひますが、一本立ちできるような関係については話し合ひはできると思ひます。

それから、森林セラピーのことについては大変貴重な資源でございます。ただし、今その地域は日光国立公園那須塩原地区となっているのです。そう申しますと、那須塩原地区では大峠も入っているのですが、我々の地域はでは那須塩原地域なのかというところちょっと頭をひねる場合もございまして、その辺をやはり今後とも名称の考え方、あり方についてもやはり検討しながら、そうした活動も必要であると。それから、セラピーのことも考えていければと。また、ロングトレイルのこともありますので、これは実行委員会の方でございますので、そのための森づくり、そういうものの基地についても協力体制については惜しまない、こう考えております。

それから、在京会関係でございますが、在京会の方にはふるさとを申す心は大変ありがたいと考えてお申して、毎年在京会の懇談会、要望、提案がふるさとへの協力として変わってきていることは実感しておりますが、今後とも大いに在京の会の方に知恵を申すていただきたい、知恵をかしていただきたいと思ひますので、今後の方法については代表の方と十分協議してまいりたいと、こう思ひますので、ご理解いただければと思ひます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

2番、玉川邦夫君。

玉川邦夫君に申し上げますが、再々質問、論点を明確にしてお願ひできればと思ひて

おりますのでよろしく申し上げます。

○2番（玉川邦夫君） はい。失礼しました。

最後に1つ、1番目のところ、教育長のほうにご質問といたしますか、お願いも含めて、いろんな不登校の子供を抱えるということは、もう保護者もそうです。子供もそうです。すぎる思いです。何か悪いことしているのではないかと。とんでもないことで、私は休むということは、そんなはずでない子が、内気な子供が不登校起こすというのは、大変な行動を起こしているということをまずわかっていただきたいのです。こういう行動をとる。普通ならそおっと隠れていればいい。でも、休んでいる。それはずるいのではないかではなくて、大変な大きな行動をとっていると。では誰にかと。我々社会にです。あるいは、学校にかもしれない。そういうことを考えると、先ほど福祉のエリアだというふうにご回答いただきましたけれども、すがつてきたときには福祉でなくても、しっかり受け入れてあげていただきたいということを最後にお願ひして終わりにいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

教育長、星敏恵君。

○教育長（星敏恵君） 今ほど玉川議員のとおり、そういった形で支援が必要であれば学校、教育委員会なりそういったものは拒まないで、いろんな適切な対応をしていきたいというふうに思います。

不登校で先ほど漏れましたが、小学校がゼロになったということで、これにつきましては先ほど玉川議員がおっしゃったように学校の取り組み、そういった親御さんとの話し合い等々の支援の中で登校できるようになったということで、そういった努力ということも今学校現場のほうでも行っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはありませんか。

○2番（玉川邦夫君） ありがとうございます。

○議長（佐藤盛雄君） これで2番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前11時08分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午前11時20分）

お知らせします。議場内気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

次に、9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 議席番号9番、湯田健二、通告に基づき3件について質問いたします。

まず、1件目、町振興計画について。我が下郷町は、昭和30年4月に檜原町、旭田村、江川村の3件が合併し、今年で65年を迎えました。町の上位計画である振興計画は、本町のあるべき姿を描き、住みよい町づくりの方向を示すものとして、第1次として昭和50年に策定され、現在第5次計画の最終年度である。この間それぞれ将来像を掲げ、推進を図ってきたところであります。特に大川ダムの完成、会津線の開業、大川ふるさと公園の整備、役場庁舎の建設、国道289号甲子トンネルの開通、そして高規格道路、会津

縦貫南道路の着工と本町を取り巻く環境は大きく変貌しております。

一方、過疎地の深刻化、農業情勢の変化等は大変厳しい状況にある。人口を比較してみると、昭和50年には約1万1,000人、高齢者率は11.4%であり、今年平成31年4月1日現在は人口で5,707人、高齢者率は42%と人口で約50%の減、半分の減、高齢化率は3.7倍となっております。

このような中、令和2年には新しい第6次振興計画がスタートすることになり、現在作業中と聞く。私が考えるには、本町の現状と問題点を分析し、今後の町づくりを進める施策を打ち出すことが肝要であると思料されます。過疎化が進み、人口が少なくともどのように地域をうまく運営していくかや少数で豊かな社会を築くセンスが必要と思われる。次期計画の策定に当たっては、全庁の職員はもちろん町民の声、そして多くの参加をいただき、まとめていただきたいが、町長の答弁を求めます。

2件目でございますが、町道弥五島白岩線の改良について。今会津縦貫南道路、湯野上バイパス8.3キロメートルが国直轄事業で進められており、白岩水門間の第3号トンネル1,580メートルは既に着工されております。これに伴う県道高岡田島線の白岩湯野上区間は、工事用道路として一部完了しているところでございます。これら白岩区民として一日も早い完成を望んでいるところである。

一方、白岩水門間は12月から4月まで冬期間は交通どめとなっております。この改良計画は、進んでいない状況にあります。また、弥五島白岩線の通称阿久戸坂は、通学、通勤の重要な路線であります。昭和55年3月に塔のへつり橋が完成しても、今もそのままでございます。阿久戸坂の2人のおばあちゃんが坂が急で手押し車で上れず、運動とお茶飲みのために上村に行くのに農道を利用している、何とかならないかと切実に訴えていました。県では白岩水門間のバイパス化でこれの解消を図っているが、今もって何の連絡もございません。本路線は町道であり、白岩区民は長年要望してまいりました。どうか阿久戸坂の改良を一日も早く完成できますようお願いし、町長の答弁を求めます。

3件目、農業振興について。町は合併以来農業を基幹産業と位置づけ、諸施策の推進を図ってきたところであります。しかしながら、農業を取り巻く環境はTPPを初めとする農産物の輸入の自由化、農業者の高齢化や後継者不足等と相まって農家数が減少し、耕作放棄地が年々増加しております。本町の中山間地の農業は、地域固有の自然環境、地域資源により依存、成立してきました。これが崩れるということは里山の崩壊につながり、クマ、サル、イノシシ等有害獣による農作物、農林業への被害となり、農業生産に支障を来している現状にある。これらを踏まえ、早急に対策を講じる必要があると思料されるが、町長の考えをお伺いします。

本町は、農業振興を図るため、農業振興地域の整備に関する法律に基づき地域指定を受け、整備計画が策定されております。農業振興の上位計画である本計画が17年も見直しされていない現状を見ると、本町は本当に農業を基幹産業として位置づけされているのか危惧するところである。本件については今回で3回目の質問になりますが、平成30年第2回定例会においての答弁で平成32年には完成したいとの考えであった。これを予算

的に見ると、平成30年度は農業振興費の13節で計画見直しの業務委託料が計上されているが、完了はしたのか。また、今年度の予算には計上されていないが、見直し作業は進んでいるのか。また、山村振興法に基づいての指定が昭和45年12月4日に指定され、推進されてきたが、現在はどのようになっているのかお伺いします。

以上、3件申し上げましたので、答弁方よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 9番、湯田健二議員のご質問にお答えします。

1点目の町振興計画についてでございますが、現在第6次振興計画の策定に向けて作業を進めております。昨年実施しました第6次振興計画アンケートの結果や第5次振興計画の評価、検証を通して町の課題や問題点を分析を行っているところであります。今後議会代表の皆様方や各種団体の皆さんで構成する下郷町振興計画審議委員会や町民の声をいただくためのワークショップ、職員で組織される策定委員などで第5次振興計画の評価、検証結果、そして現在の町の状況などを踏まえた上で第6次振興計画に反映されるよう考えております。また、策定に当たりましては少子高齢化の問題や雇用、福祉といったさまざまな町の課題、さらにはアンケート結果を踏まえ、ワークショップを通じて住民と行政との協働による総合的な計画を策定することが重要と考えております。豊かな町づくりの実現のため、町民はもとより、議員の方々や有識者のご意見やアドバイスをいただきながら計画を策定していきたいと存じますので、ご理解とご協力お願ひ申し上げます。

次に、大きな2点目の町道弥五島白岩線の改良についてでございますが、議員が申されるとおり白岩阿久戸地域における町道は幅員狭隘であり、車両交互通行に支障を来し、通称阿久戸坂は最大勾配12%の急勾配区間であります。これらのことから、町ではこれまでに平成22年度にバイパス道路としての概略設計を実施しましたが、一部地権者の同意を得られず、事業化には至っておりませんでした。その後福島県においても冬期間通行止め区間解消に向けた計画の一つとして設計委託が行われており、正式な事業化に向けて県道高陲田島線改良促進期成同盟会において議員の皆様とともに要望活動を行ってまいりました。要望時、県からは並行して整備の進む会津縦貫南道路とも密接に関連することから、同事業進捗を視野に入れて検討すると回答がありましたので、県での事業化までにはある程度の時間がかかるものと思われまます。今後は冬期間通行止め解消に関する県への要望を継続しつつ、当該道路区間が町道であることに鑑み、スケジュールや財源等の条件を踏まえて町の事業化に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、大きな3点目の農業振興でございますが、当町の農業を取り巻く環境は、ご指摘のとおり農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など大変厳しい状況であります。有害鳥獣による農産物被害についても、地域固有の自然環境は地域資源を維持することとあわせて対策を講じていく必要があると考えております。町では農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、中山間地域等直接支払交付金及

び多面的機能支払交付金を用いて集落の活動を支援しております。今後もこれらの交付金や町農業再生協議会で平成26年度から行っています頑張る農業支援事業補助金を活用し、町農業を取り巻く厳しい状況に対する対策を行っていきたいと考えております。

2つ目の農業振興地域整備計画でございますが、農業振興地域の整備につきましては当町の農業振興に係るため、実情に合わせて整備計画を見直していくこととされており、平成30年第2回定例会の答弁のとおり総合見直しを図ってまいりたいと考えています。同整備計画につきましては、町の農業振興に係る上での最上位の計画であることから、本年の5月に庁内検討調整会議を開催し、農林課のみならず、町全体の計画として農業地区域の線引き等について議論を重ねていくことを確認しております。

ご質問いただいた平成30年度予算に計上されている計画見直し業務委託につきましては、平成30年度末に完了しております。今後は倉檜の基盤整備に伴う換地処分などに留意しつつ、誤りのないよう見直しを進めてまいりたいと考えております。また、前年度に農業振興について農家の皆さんに対してアンケートによる農家意識調査を実施しているため、委託の成果品とあわせて整備計画の原案作成を行ってまいりたいと考えております。その原案をもとに農業振興地域整備促進協議会の設置及び計画見直しに伴う町民の皆様への説明会とつなげていきたいと考えております。農業者や関係各位の皆様のご意見をいただきながら、これらの諸問題に柔軟にかつ丁寧に対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、山村振興法についてでございますが、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村の経済力の培養と住民福祉の向上を図ることが必要として昭和40年に制定され、ご指摘のとおり本町も昭和45年12月に指定を受けております。当初は都道府県が山村振興計画を策定し、内容について市町村と協議する制度でございましたが、平成17年に山村振興法が一部改正され、計画の限定が10年間延長されるとともに、各地域の創意工夫を生かした主体的な進行を促進するため、県が基本方針を示した後、市町村が計画を策定し、県から同意を得る制度と変更となりました。これを受け、町では平成17年度に新たな下郷町山村振興計画を策定しておりますが、その後27年度にも同法が改正され、さらに期限が10年間延長され、現行法の期限は令和7年3月31日となっております。なお、直近では県が基本方針の見直しを行ったのが平成29年2月でありまして、これを受けてその後町では計画の見直しを行っておりませんが、県で定めた山村振興法基本方針に合致する事業等を勘案するなど、今後は山村振興計画の見直しに向け、検討、協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

9番、湯田健二君。

○9番（湯田健二君） 答弁ありがとうございました。

確かに町振興計画については抽出的にアンケートが行われたというふう聞いております。私先般戸石川沿いのほうに行つてまいりました。それは、イノシシが出て、それ

をよけるために車がぶつかったということで、車は大分だめになったということで聞いたので、あの辺ずっと見てまいりました。ある集落に寄りますところ、健二君、おれのほうの集落は最年少何歳だかわかりますかと言われるのです。64歳。来年高齢化100%ですよという声聞いてきました。約10キロ入りの男爵芋、2日でやられましたという話も聞いてきました。数えたらば、とった人は13匹ぐらいいたみたいだということで、みんなやられてしまったと。ところが、芋は小さいのですが、やっぱり掘ってあったということで、子供の運動のためではないかなんて話も聞いてきましたが、そういうような状況でございまして、本当にこの計画が5年後を見る場合にもう限界集落が消滅してしまうのかなというようなことで危惧して、何とかしてくれということなのですが、私からもよい回答はできませんでした。そういう状況もございまして、ぜひとも私がお願いしているのは、やはり町民の声を聞いて、大きいアドバルーンを上げてもだめなのです。やはり身近なものから、できるものから振興計画するのが私はベターだと思います。特に、長くなりますが、これは国の規制で平成23年ごろまでは義務だったのです。今はもう撤廃されて、好きなようにしなさいということになったのです。今までは振興計画というのはバラ色につくって国に上げなければならなかった。ところが、この地方自治法が改正になって、今はつくってもつくらなくてもよろしいという時代になったのです。ですが、町は続けているのです。ですから、国の指針はなくなってしまったので、今度は本当に身近な町の近間の計画をつくって、それを実行していただきたいなというふうに思います。

2番目の白岩の件、これ何回も私もやっていますが、きょう白岩の皆さん来ています。確かに最初は反対しましたが、今もう誰も反対する人いません。どうか県道できなければ、町道ですので、ぜひ町でお願いしたいと。

次に、農業振興の山村振興でございまして、これは今変わらして、新山村振興事業になっているかと思いますが、これは町全体、農業ばかりではないです。町全体の計画でございまして、今県ではバラ色みたいにつくって、私も見ました。できていますので、ぜひこれに沿って町のできるもの、町の施設でもあります物産館の改良にしても何でもみんなできるのです、これで。そういう中でぜひともこれもある程度作成して、大変でしょうが、令和元年を迎えまして、2年からはみんな過疎法もいろいろ変わってきます。そういう中で国も変わってきますが、町もやはり現実に沿ったように変えていかなくてはならないと思いますので、その辺をご理解の上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、9番、湯田健二議員の再質問にお答えしたいと思います。

少子高齢化、そして限界集落、こういう状況はずっと続いていまして、この解決にはなかなか結論、解決策がございせんだけれども、農業の振興や観光産業の振興で何とか人口減少を歯どめをかけていきたい、歯どめをしていきたいというものでござい

ます。町民の声、そして身近な声を反映して第6次振興計画は策定していきたいと、こう考えておりますので、ご理解をお願いします。

なお、国の指針であります振興計画については提出する必要があるということになっておりますけれども、町としてはそれに基づかなく、第6次振興計画は策定していきたいと、こう思っております。

次に、町道改良の話でございますが、あくまでも町道でございます弥五島白岩線につきましては、先ほど答弁したように調査をしながら、用地の交渉をうまくいくように、そして町道として改良していく考えでございますので、ご理解願いたいと思います。

次に、農業振興地域の整備計画でございますが、あらゆる計画が入っておりますので、その計画を実行するため、今年1年その線引き作業に入っていきます。その線引き作業がスムーズにいくのには町民の理解が必要でございますので、ぜひともご協力をいただくようお願いを申し上げまして質問の答弁とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

○9番（湯田健二君） ございません。ありがとうございます。

○議長（佐藤盛雄君） これで9番、湯田健二君の一般質問を終わります。

次に、1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号1番の星輝夫でございます。今回も一般質問させていただきます。なお、今回3項目ほどありまして、1つ目に観音沼森林公園のアクセス道路改修について、2つ目に塔のへつりの安全対策について、3つ目に原発事故での損害賠償金請求について、この3点を通告どおり一般質問させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

1番目、観音沼森林公園のアクセス道路改修について。大内宿、塔のへつり、そして紅葉の観音沼森林公園は、我が町が誇れる観光御三家であります。どこも最盛期にはアクセス道路が混雑しているのは当局もご存じのことと思われまます。幸い重大事故が現在のところないが、事故はどこに潜んでいるかわかりません。国道289号から観音沼森林公園に抜ける道路は大変便利な道路であります。国道から3キロほど結ばれておりますが、昨今この道路が便利のために交通量が増えていると聞いております。以前は地元民しか使用していなかった道路であります。なお危険を意識しながらのことでございます。大型バスも運行するようになりました。町が推進する交流人口も増加しました。誠に喜ばしいことであります。しかし、喜んでばかりではいいのでしょうか。責任を持たなければいけないのではないのでしょうか。車が安心してすれ違える道路が必要であります。事故が発生する前に、また危険道路といわれる前に拡幅し、改良の工事が必要であると思われまます。

そこで、町道であるがゆえに町長の判断1つで事故は防げるのではないのでしょうか。観光客、住民の安心、安全は、町長の考えでかなえられると私は思いますが、いかがでしょうか。

2番目、塔のへつりの安全対策について。塔のへつりは、年間を通しての観光地であ

り、国の天然記念物、また大川羽鳥県立自然公園に指定されて、多くの人が訪れる奇岩怪石の景勝地であります。昨年は老朽した橋の改修工事をし、観光客の安全確保を実施しましたこと、ありがたいと思っております。しかし、まだ安全確保が必要と思われませんが、いかがでしょうか。例えば川への転落防止の手すり等の設置であります。狭い地点をすれ違うなどの危険回避になるため、県や国に打診はできないでしょうか、お伺いいたします。

3番目、原発事故での賠償金請求について。過去に原発事故に関する件で一般質問を行ってまいりました。そこで、町内の各行政区で進んでいる原発森林補償請求について町ではどのくらい把握しているのか。また、下郷町名義での森林補償請求手続は終了しているか、終了していない場合にはその補償額をお尋ねいたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星輝夫議員のご質問にお答えします。

1点目の観音沼森林公園のアクセス道路の改修でございますが、ご質問にある国道289号から観音沼森林公園へ通じるアクセス道は町道南倉沢野際線と町道野際線でございます。近年では特に紅葉シーズンになりますと、公園周辺が混雑する状況にあるように、通行車両が大型車両を含めて増える傾向であることは承知しているところでございます。アクセス道となる2路線のうち、町道南倉沢野際線は昭和60年度から平成8年度までの国庫補助事業を導入して整備した路線で、道路規格は道路構造令により1日当たり計画通行量500台以下、大型通行量なしの第3種第5級で、設計速度30キロメートル、最少曲線半径30メートル、最大勾配8%、縦断勾配8%、幅員は路肩を含めた舗装部が5メートル、道路幅員は4メートルであることから、車両の相互交通は支障があると思われま。ただし、道路構造令の規定に基づき、待避所は設けてございます。このように道路も法令に基づいて整備していることから、本路線を2車線化拡幅するためには1日当たり計画交通量500台以上の第3種第4級道路に格上げする必要があります。その場合には規定上現道拡幅では対応できなくなります。したがって、現状においては部分的に拡幅等が可能な箇所については検討するなどして、できるだけ道路を利用する形で道路管理体制のもと、事故防止につなげてまいりたいと考えております。

次に、大きな2点目の塔のへつりの安全対策でございますが、議員のおただしの安全確保については必要であると考えておりますが、国道側から藤見橋を渡った先、対岸部は国の天然記念物に指定された区域となっております。ご存じのとおり同地域は文化財保護法により保護されておりますことから、詳細につきましては教育委員会教育長より答弁させますので、よろしくお願いたします。

次に、大きな3点目の原発事故での賠償金請求についてでございますが、請求事務の所管は下郷町森林組合となっております。町としましては不定期ではございますが、その進捗状況について情報の提供を同組合より受けております。直近の状況としましては、町内約7割程度の進捗であると報告をいただいております。

次に、町名義での森林補償請求手続は終了しているのかとのご質問でございますが、東京電力におきましては立木補償は当初よりその対象を個人、または中小法人としており、地方公共団体は含まれていないため、現在においては請求手続を行っておりません。しかしながら、今後も東京電力からの情報に留意し、また福島県や近隣町村との情報共有を図りながら適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 教育長、星敏恵君

○教育長（星敏恵君） 1番、星輝夫議員の塔のへつりの安全対策についてのご質問について私からお答えさせていただきます。

塔のへつりは、昭和18年8月24日に国の天然記念物に指定され、つり橋から先、対岸部は指定地となっております。指定地内において安全確保のための手すり等を設置する場合は国指定天然記念物、岩肌の現状を変更することとなるため、文化庁に対して現状変更の許可申請を提出しまして、その文化庁の許可を得る必要がございます。手すり設置等の安全対策は、天然記念物の保存整備の目的ではなく、観光を目的とした公開活用との位置づけとなることから、現状変更申請に当たっては本年4月から施行されました文化財保護法に基づく個別の文化財保護活用計画の提出が求められることになっておりますので、今後計画の策定に向けた検討をしてまいりたいというふうに思っております。安全確保につきましては、今後も国、県と協議をしながら安全の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤盛雄君） 間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思っております。ご協力をお願いいたします。

再質問はありませんか。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） それでは、再質問させていただきます。

まず、第1点目の観音沼森林公園のアクセス道路改修でございますけれども、ただいまの答弁の中で部分的に改良するというところで、前に進むのかなと思っております。そこで、あそこの改良する土地でございますけれども、地元区長さん初め関係者が努力してまとめて、誰も反対者いないと言っておりますので、今後県、国に対して交付金の要望、そして早期着工、早期完成を目指してもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、2点目の塔のへつりの安全対策でございますけれども、今回つり橋が一応改修というか、手すりの高さを上げて、安全対策は講じたと思っております。昔は今の橋よりも下があったと聞いております。そこで大雨で流されて今の高さになったと聞いておりますけれども、あのときに現在の高さにするときにあの岩の上にコンクリのピーヤを立て、そして手すりも設けております。あのときに要望というか、その申請出して、許可はどちらのほうからおりたのでしょうか。また、今回一応手すり上げて改修しました、橋。そこで、今回もどこに、やはり無断ではできないと思っております。要望し、そして許可

がおりたのか。それから、塔のへつりは国の天然記念物であります。そこで、あそこは白岩地区なのか、また牧野地区に該当するのか。また、今橋かかっておりますけれども、橋もどちらのほうに属するのか、そこら辺もお答えお願いいたします。

それから、最後の原発賠償金の請求についてでございますけれども、私前回質問したとき町ではできないと。森林組合に行って、そして森林組合もできないと言われました。職員がいないからと。しかし、そこで臨時職員雇って何とか対応してくれと話ししまして、今の答弁の中で7割くらい行政区で賠償請求出したと聞いておまして、大変にありがたいと思っております。そこで、この前森林組合に聞いてきましたところ、下郷町で請求は出しているのかと聞いたら出していないと。出せば一応請求書をつくってくれるのかと、そのときは検討しますと言われておりますので、ぜひ請求をし、その点对応よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星輝夫議員の再質問にお答えいたします。

町道南倉沢野際線の改修事業につきましては、国、県の交付金事業に該当するかどうか、この構造令に基づくものでございますので、その辺を協議しながら、また地権者との協議も必要だと思います。そのことを踏まえながら事業ができるかできないかを判断していきたいと思っております。

また、塔のへつりの橋の改良でございますが、これは既設の橋の条件を要していますので、これは改良に含まれる、こういうことですので、ご理解願いたいと思っております。既設がなかったら、これは協議事項に入ります。既設ができています橋ですから、そのように既存の施設としての改良でございますので、よろしく申し上げます。

場所の位置につきましては、対岸は白岩地区でございますが、国道側については弥五島地区の土地になると思っております。

それから、補償金の問題ですが、これは一組合の方の発言だと私は理解しますので、その辺はご理解いただかなければならないと思っております。あくまでも町が請求する場合は各隣接町村、あるいは県、そのようなところで判断した場合に請求ができると感じておりますので、その辺は了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

○1番（星輝夫君） ありません。お願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これで1番、星輝夫君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午後 0時04分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開します。（午後 1時00分）

次に、6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 議席番号6番、小椋淑孝、一般質問をさせていただきます。今回は3点ほど質問させていただきます。

1つ目に、町の機構改革状況についてご質問いたします。今年4月から総合政策課が設置され、総務課や健康福祉課では係が増えるなど、町の組織機構改革が行われました。昨年12月議会において、総合政策課における企画政策係は総務課から4名が、商工観光係はそのまま移行するとの町長さんからの発言でした。当時商工観光係の職員は3名でありましたので、総勢7名に新たな課長と課長補佐という体制になるものと思っていました。しかし、実際には企画政策係が3名と1名減、商工観光係が2名とこちらも1名の減となっております。そして、課長補佐が不在という状況になっているようですが、12月議会の説明時から何か事情が変わっての人数減なのかどうか、そして総合政策課の予定人数が減った分、どこの課が増員となったのか、その要因も含めてご回答をお願いいたします。

さらには町づくりの企画、政策をより強力に推進するためと課設置条例の際説明があり、そして町長さんは常々下郷町の発展には観光の振興が欠かせないこともお話しされておりますが、総合政策課に課長補佐がいないようであります。総合政策課の課長となれば商工観光係もあることから、不在が多くなり、課長補佐は必要なのではないかと感じますが、今年の配置を見る限り必要がないとの判断なのかどうかお伺いします。

また、昨年度は町民課には課長補佐が配置されておりましたが、今年度は配置されているようであります。課長補佐を置く場合と置かない場合の基準もしくは町長さんのお考えをお示しくさいますようお願いいたします。

2点目に、保健師の人数について。今年3月末で保健師1名が定年退職されました。そして、この職員は公民館勤務として再任用されたようではありますが、保健師の新たな採用はなかったようであります。昨年12月の課設置条例の説明の際、職員採用については退職者の分を補充するということでしたが、なぜ保健師を採用しなかったのかをお伺いします。

現在の超高齢化社会となっている中、町民健康の推進はより不可欠であり、そのためにも保健師の役割は非常に重要なものと思われまます。しかしながら、定年退職分の補充なし、さらに1名が産休、育児休暇で不在に、そして残っている保健師は地域包括支援センター配属の職員で、従来の保健事業を行う保健師が不在になったように思われまますが、このような状況においてこれまでで各種保健事業や町民健康の維持、推進に影響はないのかどうかお尋ねいたします。

3点目に、町のホームページの活用についてお聞きします。冬期間は毎年のようにインフルエンザが流行し、今年はいよいよ最近までインフルエンザに感染した子供がいたと聞いております。このインフルエンザについて、全国的に広がるものであり、感染者をゼロにするということは非常に困難なこととは思いますが、さまざまな対策により感染拡大を防ぐことは可能であります。その手段の一つとして、町のホームページに各小中学校、保育所ごとの感染者数をリアルタイムに載せていけば、それを携帯などで確認した保護者はどの地区で流行しているのかなど判断ができ、外出先や接触などの注意も図られることなど、感染拡大を防ぐ大きな手段になります。町内の小中学校や保育所ではそれぞれにお便りなどで自分の学校、保育所の感染者数はお知らせしているようですが、

町や町教育委員会が主体となってホームページで発信することにより、感染拡大を防ぐための効果がより増すのではないかと考えられます。実際に会津若松市の各小中学校では、リアルタイムでホームページに掲載し、保護者に対して感染が広まっている地区の生徒などと接触しないことなど注意喚起を行っているようであります。まだまだ町民の閲覧は少ないと思われる町のホームページに注目させ、有効活用していくことが重要と思われませんが、町長及び教育委員会のお考えをお伺いします。

以上、3点よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、小椋淑孝議員のご質問にお答えします。

1点目の町機構改革状況でございますが、平成30年12月定例会において、下郷町課設置条例の一部を改正する条例を可決いただき、本年4月1日より町部局では総合政策課を新たに設置し、7課体制で行政運営をしております。12月定例会で答弁させていただきました内容につきましては、係の移行、制度上の話だったと記憶しておりますが、各課の人員配置につきましては組織全体を見据えた中で行っており、総合政策課については本年度課長を含め、6名体制の人員配置としたところであります。課長補佐職の配置につきましても同様の考えで人員配置を行っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

なお、変更後の組織につきましても、町の行政改革推進本部会議等で今後も検証、検討などを行い、さらなる住民サービスの向上を目指してまいりたいと考えております。

次に、大きな2点目の保健師の人数でございますが、保健師の採用につきましては平成31年度採用候補者試験を実施する予定となっておりますが、受け付け期間中に受験者の応募がなかったことから、試験を実施しておりませんでした。そのため12月2日に再度本町単独で採用候補者試験を実施することとしましたが、受け付け期間中の受験者の応募はありませんでした。受験希望者がなかったことから、平成31年度保健師採用候補者の試験を実施できない状況でしたので、ご理解をいただきたいと思えます。

各種保健事業や町民健康の維持、推進への影響につきましては、健康係の保健師は1名減となっております。これまでは保健師が係長を兼務していたため、保健師業務のほかに係内の事務業務を担っておりまして。本年度は一般職の係長を配置し、係内の事務業務を全般的に担ってもらい、保健師の事務負担軽減に努めております。また、保健事業の遂行においても準備や調整等、多様な事務処理があることから、資格職ではなくても町民の健康維持、推進に力を発揮してもらっているところと考えております。町の総合健診が行われる9月には育休中の保健師が復職する予定であります。今年度も採用試験、候補者試験を実施することにしておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、大きな3点目の町ホームページの活用でございますが、現在保育所や学校のインフルエンザを含む感染症の発生状況は国立感染症研究所が運営する国内共有の学校欠席者情報収集システムを活用しております。これは、保育所や学校の担当者がインターネット上のシステムに毎朝欠席者情報を入力することで関係機関がこれを閲覧できる仕

組みとなっております。このシステムは、市町村単位までであれば一般公開されており、議員よりご紹介のありました若松市の事例では当システムの一般公開されている部分を市のホームページにリンクして掲載しているようでございます。ご案内いただきましたインフルエンザの発生状況を町のホームページへ掲載することにより注意喚起を行ってはどうかとのことですが、現在取り組みとしては保護者へのお便り連絡やメールなどが中心となっておりますが、自校のホームページにインフルエンザ発生状況を掲載し、積極的な注意喚起を図っている学校もございます。インターネット上での公開は、利便性が高い一方で、個人情報の保護もまた重要な事項であろうかと思えます。本町の場合児童生徒数が少ないことから、インフルエンザ罹患者個人が特定されてしまうおそれも考えられます。そういった課題について保育所や学校、保護者など協議しながら、より充実した情報発信について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（佐藤盛雄君） 再質問はありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 再質問させていただきます。

機構改革の状況についてなのですが、説明あったとおりました。町長の考えもあると思うのですが、12月の定例会では企画政策係は広報の1名を抜かした4名が、商工観光係はそのまま移行するという発言があったものですから、私はそのままの人数がやはり異動して行くものと思っておりましたものですから、本来でしたらそのときの人数で言えば7名というはずだったものですから、その人数がいなくなった場合ほかの課が増員になったものだと私は思っていましたので、先ほど聞いたのはほかの課が増員になったのはどこの課が増員になったのかなというのと、課長補佐がやはりいないというのは、人事権のことは私は口出すことはできないのですが、何を基準に課長補佐というものを置くのか、その辺をもう一度ちょっと説明いただけたらと思います。

保健師についてなのですが、受け付け期間中に保健師の受け付けがなかったということではございますが、退職する保健師がいるというのはもう初めからわかっているわけでありまして、保健師がいなくなるのであればもう優先的に保健師を先に採用しなければならないというふうに私は捉えるのが普通なのではないかと思っております。ですから、受け付けする際、保健師にというのはもうわかるのですが、町独自といたしまして保健師を採るというふうにもう少し積極的に行動しなくてはいけなかったのではないかなと思うのですが、その辺をもう一度お聞かせいただきたいと思えます。

ホームページについてなのですが、確かに便利であります、今の時代は。ですから、個人情報というのがわかりますが、学校、保育所等ではお便りで促しておるのですが、結局それも個人情報に入るのではないかなというふうに私はちょっと考えます。ですから、その辺ももう少し何か融通きかせていただいて、大きいくくりで檜原地区何人とか江川地区何人、旭田地区何人みたいなことぐらいはホームページに載せてもいいのではないかなと。もしくは町内のお医者さんにやはりどうしてもかかると思えますので、現在インフルエンザが流行しておりますというのは学校に行っている子供たちがいる家庭で

はわかるのですが、子供たちがいない家庭ではわからない。町民に対する周知は、やはり全て町民にお知らせすべきではないかと思っておりますので、感染拡大についてはやはりゼロにするのは難しいと思うのですが、そういうことが1つ載せられればいいのかなどと思ひましてこういう質問させていただいたのですが、その辺もう一度どうなのかお聞かせ願いたいと思ひます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、小椋議員の再質問にお答えします。

ご質問内容は十分承知しておりますが、人数、それから他の課がどんなくらい増えたのかということになりますと、総体的な人数が今一般職員で96名おるのです。そして、1名は県の出向です。ですので、95名。課長相当職になると、兼務者がおりますが、保育所長と江川出張所、老人福祉センター、13名います。課長職になります。係長職が21名になります。ただ、21名中、今県から出向していただいている1名を含んで21名になっておりますが、いずれにしても60歳から45歳まで逆に人数を振っていくと十分それが満たすことのできる職員数にはならない。要するに組織全体を見据えた中では職員の年齢構成、経験年数、業務内容等、総合的に勘案して人事の配置を行っているのですが、非常に苦慮していることだと思ひます。ですから、課長補佐を置ける基準というのは特にないのです。

それから、課を7課にしたわけですが、以前にも7課にしたことがあるのです。そのときの人数を見ても今よりは少ない。それが基準なのかということになれば、基準にはなりませんけれども、いずれにしましても職制、あるいは職員の配置、人数や役職の補充については毎年苦慮しているところでありまして、職制人事についてはなかなか簡単にはいかないところでございます。私の専権事項となりますので、申し添えておきたいと思ひます。ご理解願いたいと思ひます。

それから、保健師につきましては、保健師の公募は一般職より先になるのです。ですから、2カ月ぐらい先になって公募するのですが、なかなか応募者がいないという状態の中で、また町単独で公募したところがまたなかったということでもございまして、結果的に応募者がいないので、試験をすることができないし、雇用もできないという状況になりました。31年度、要するに32年度に雇用する保健師さんにつきましてはそのような形で実施するわけでもございますが、応募がなかった場合はやっぱり町単独の公募でやっていきたいと。

それから、31年度の採用のときもやはり県の医大のほうに出向き、雇用促進に向けて協力をお願いしたところでもあるし、中央病院にも行って、雇用促進のためのお願ひをした経過がございまして、その辺をまた今年もやって、実施して、ぜひ保健師さんになっていただくように努力していきたいと思ひます。また、6月、5月でしたっけ。説明会にも保健師さんを希望される方2名が来ていただきましたけれども、なかなかその人が受検するかどうかははっきり今のところはわからない。今なかなか保健師さんを雇

用する、来ていただくということは難しいので、努力はしていきますけれども、そのようにして考えていきます。

それから、インフルエンザのホームページの掲載の内容ですが、議員のおっしゃるとおりそのようにしていくということが重要かと思っておりますけれども、プライバシーの問題があれば大きなくくりでやってはどうかということで、それもそのとおりでございます。いずれにしましても町民あるいは学校、そして保護者、そうした方と話し合いをしながらこのホームページ掲載については検討していくということが一番大切ではないかと、こう思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 再々質問はありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 再々質問させていただきます。

機構改革につきましては、課長補佐を置く基準もないということで、しょうがないのかなというふうに、わかりました。町長の説明あったとおり、年齢、経験年数からしての職員数も足りないということなのだと思うので、これはやむを得ないと思えます。

この件について私1つだけお聞かせしてほしいのは、商工観光係が今2名であります。前年度は3名でありまして、この係は土、日のお休みにイベントがあったりした際、出勤というか仕事、そちらのイベントに行き、代休をとるといふたしか形だったと前聞いたものですから、今2名しかいないとなるとどちらか片方が代休をとった場合に現況1名で仕事をしなくてはならないのかなと。そうなった場合に前年度3名いた。1人休んでも2名で仕事をしてきた。今年度2名で1名休めば1名しかいないのに、仕事量は増えたままで対応ができるのかという心配がありまして、商工観光に関しては町長も前から説明していますが、大変な町の財産だと言っておりますので、私はここに関しては職員数が絶対足りないのではないかなという危惧しております、これ職員が倒れたりでもしたらまた問題だと思うので、この辺の観光に対する意識というか、職員はやはり重要なのではないかと考えておりまして、その辺町長どうお考えなのか、もう一回だけお聞かせ願いたいと思えます。

保健師についてはご苦労なさっているの、今のご説明で十分わかりました。でも、今回広報しもうごうを見ますと保健師なりの採用の通知の一覧も出ておりましたので、多分有資格者をやはり職員にするというのは大変なことなのだと思うので、ですから、保健師に関してはやはり健康問題がありますので、前もってそういう、出向いてもなかなか受けもらえないというのもわかったのですが、早目早目の対応ですとか、町民の方というか、町民出身者をお願いしているというのもわかっているのですが、町外の方からもやはり来ていただくというのもこれは大事なのではないかと考えております。やっぱり専門職ですので、健康に対してはやはりこれから長寿命化、本当に高齢の人が多くなってきていますので、この辺はやはり大事なものだと思えますので、そういう町外からもやはり来ていただくという方法をとってもらうのが一番なのかなと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。それについてホームページの活用もなのですが、

そういう町外から来る、ホームページは誰でも見られるわけなので、町外の方が見た場合、下郷町さんはホームページも活用してこういうのもやっているのだ、職員募集もこれのできるのだというのも多分わかれば、本当に町外の方にとっても有効な情報源にもなって、町のPRにもつながるのではないかと思いますので、町のホームページをもう少し有効活用できないものかと常々思っておりました。ですので、たまたま昨年私会津若松市のほうの見たときにインフルエンザの情報が細かく載っておりましたものですから、こういうのも踏まえてホームページを活用していけば、下郷町にとってもPRになるのかなと思いましたので、この辺の利活用はもう少し考えていただきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、小椋議員の再々質問にお答えしますが、商工観光係が2名で、今現在。私当時商工観光係の係長やっていたけれども、2名でした。これは、標準、基準にはなりませんけれども、非常にあの当手を思い出すと寝るのも寝ないで頑張っていたことが今頭に浮かびますが、あの当時からすると町の単独事業でやっている事業が少なくなっている。要するに実行委員会つくって、それを実行していくというのが商工観光係でした。今は商工会に委託して、祭りなどをやっています。それから、催事に行く場合は観光公社、あるいは観光協会が主体となっている。ですから、町の商工観光係はそれにフォローしてやっていくと。小野岳山開きはこれ実施していますけれども、これは商工観光係で。そういう昔と今は比較はできませんけれども、そのようなことになっていまして、必ずしも3名がいるから、観光の振興になるかということそうではない。やはりそこで与えられた仕事をいかにどのように町民に納得してもらって、それを振興させるかというのが今の商工観光に与えられた業務なのです。実行するのは今まではやってきましたから、それをまた具体的な反省やこれからどうしようかというものを考えていただきながらやっていただくということを私は今回の4月の人事異動で決断しまして、配置したわけでございます。そのようにご理解願います。

なお、観光協会の職員が1人おります。それから、着地型は観光公社のほうに移りまして実施していますので、その辺もご理解いただければと思っております。

代休制等についてはやはり大変でしょうから、総合政策課内で対応していただければと思っておりますので、よろしくご理解願います。

それから、保健師さんの関係につきましては、私はなかなか去年の公募したところ応募者がいないということで、早目早目の対策は打たなくてはならないと。小椋議員のおっしゃるとおり私も考えています。ですから、高校生時代から学校の就活、進学についてやっぱり指導していかなければ、町に保健師さんは公募しても応募しないです。そのような状況にならないように早目に就活活動には高校生時代から家庭に説明をしたり、生徒に説明をしたり、そのように対策するのが私は今考えているところでございますので、ぜひ議員さんの協力もお願いしたいと、こう思っております。

それから、ホームページの有効活用、全くそのとおりだと思います。これからも町のホームページについては、その利を生かすようについては十分に考えていきながら業務担当には申し伝えて、指示していきたいと思いますので、ご了解いただきたいと思いません。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁漏れはございませんか。

○6番（小椋淑孝君） はい。

○議長（佐藤盛雄君） これで6番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程の追加

○議長（佐藤盛雄君） 過般総務文教常任委員会に付託の陳情第2号 「令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情につきましては、6月7日に開催されました総務文教常任委員会において審査を終了し、その結果について総務文教常任委員会委員長より請願・陳情審査報告書の提出がなされております。また、総務文教常任委員会委員長より閉会中の継続審査申し出が提出されております。さらに、一般質問が本日で全部終了しましたので、明日6月13日を議案思考のために休会にしたいと思います。以上の3件につきまして、去る6月4日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

（資料配付）

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 請願・陳情

○議長（佐藤盛雄君） これから、追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の陳情第2号 「令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、湯田健二君。

○総務文教常任委員長（湯田健二君） 総務文教常任委員会委員長の湯田健二でございます。皆様のお手元に配付しております報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第89条第1項の規定により報告申し上げます。

記といたしまして、付託年月日、令和元年6月7日。件名、陳情第2号 「令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、令和元年6月7日。出席委員は、玉川邦夫君、星政征君、佐藤勤君、山名田久美子君、佐藤盛雄君、そして私であります。欠席委員はありません。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第2号 「令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号 「令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情についての件は採択することに決定しました。

追加日程第2 閉会中の継続審査申出の件

○議長（佐藤盛雄君） これから、追加日程第2、閉会中の継続審査申出の件についてを議題とします。

本件について、総務文教常任委員長からお手元に別紙のとおり閉会中の継続審査申出書が提出されております。発議の朗読を省略し、お手元に配りました発議にてご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件については、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査申出についての件は発議のとおり決定いたしました。

追加日程第3 休会の件

○議長(佐藤盛雄君) 追加日程第3、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日6月13日は議案思考のため休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、明日6月13日は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議の議案審議の日程は6月14日であります。

議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長(佐藤盛雄君) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。(午後 1時38分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年6月12日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和元年第2回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	令和元年6月7日			
本会議の会期	令和元年6月7日から6月14日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和元年6月14日	午前10時00分	議長 佐藤盛雄
	閉会	令和元年6月14日	午後1時44分	議長 佐藤盛雄
応招議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征
	5番 湯田純朗	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜
	9番 湯田健二	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫	3番 室井亜男	4番 星政征
	5番 湯田純朗	6番 小椋淑孝	7番 佐藤勤	8番 猪股謙喜
	9番 湯田健二	10番 山名田久美子	11番 小玉智和	12番 佐藤盛雄
欠席議員	なし			
会議録署名議員	1番 星輝夫	2番 玉川邦夫		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井 哲	総合政策課長 玉川武之
	税務課長兼会計管理者 只浦孝行	町民課長 弓田昌彦	参事兼健康福祉課長 星 修二	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 星 敏惠	教育次長 湯田浩光	農業委員会事務局長 渡部浩市
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 渡部清一	書記 室井徳人	書記 芳賀沼 崇正	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和元年第2回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：令和元年6月14日（金）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 報告第 1 号 平成30年度下郷町一般会計の繰越明許費について
- 日程第 2 議案第 4 3 号 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第 2 号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について)
- 日程第 3 議案第 4 4 号 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第 3 号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について)
- 日程第 4 議案第 4 5 号 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第 4 号 平成30年度下郷町一般会計補正予算(第8号))
- 日程第 5 議案第 4 6 号 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第 5 号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第 6 議案第 4 7 号 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第 6 号 平成30年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第3号))
- 日程第 7 議案第 4 8 号 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第 7 号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第 8 議案第 4 9 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第 5 0 号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 1 0 議案第 5 1 号 橋梁補修工事(湯野上橋)請負契約について
- 日程第 1 1 議案第 5 2 号 雪寒建設機械購入契約について
- 日程第 1 2 議案第 5 3 号 令和元年度下郷町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 1 3 議案第 5 4 号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 1 4 議案第 5 5 号 令和元年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 1 5 議案第 5 6 号 令和元年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 1 6 議員提出議案第 4 号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

散 会
閉 会

(会議の経過)

○議長（佐藤盛雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

お知らせいたします。議案第51号に係る資料の提出がありましたので、お手元に配付してあります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 報告第1号 平成30年度下郷町一般会計の繰越明許費について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第1、報告第1号 平成30年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を議題とします。

職員に議案第1号を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（佐藤盛雄君） 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） おはようございます。ご説明を申し上げます。

議案書1ページでございます。報告第1号 平成30年度下郷町一般会計の繰越明許費についてでございますが、本年第1回定例会においてご議決をいただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告するものであります。

2ページをお開きいただきまして、初めに農林水産業費、道の駅給水本管敷設事業につきましては、福島県の補償工事でございますが、工事請負費507万6,000円から前金払いを除いた254万6,000円を翌年度に繰り越したもので、その財源内訳、その他の212万5,000円につきましては、福島県からの補償金であります。

次に、土木費、道路新設改良事業（町道沼尾1号線）でございますが、落石対策工事に係る工事請負費4,752万円から前金払いを除いた2,376万円を翌年度に繰り越したもので、その財源内訳、その他の2,376万円につきましては、東北電力に全額ご負担いただくものであります。

教育費、冷房設備対応臨時特例交付金事業でございますが、工事管理業務委託料、工事請負費を合わせまして小学校費で6,778万9,000円、中学校費で3,079万9,000円を翌年度に繰り越したものであります。その財源内訳、特定財源でございますが、国庫支出金につきましては、冷房設備対応臨時特例交付金であります。小学校費で983万2,000円、中学校費で413万7,000円。地方債につきましては、学校教育施設等整備事業債であります。小学校費で4,000万円、中学校費で1,840万円をそれぞれ計上しております。その他につきましては、教育施設整備基金からの繰入金であります。小学校費で1,550万円、中学校費で750万円を計上しており、これにつきましては、その財源の一部を当初予定し

ておりました地方債から基金繰入金に振りかえたものであります。この事業につきましては、起債申請の際には不用額が生じぬよう概算事業費をもとに起債申請したところですが、設計業務委託完了によりその事業費が起債申請時の事業費を上回ることとなったため、地方債のうち交付税措置の対象外となるつぎ足し単独事業分の資金の一部を基金繰入金で手当てすることとし、専決処分により予算の補正を行わせていただきましたので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願ひます。

これで報告第1号 平成30年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を終わります。

日程第2 議案第43号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第2号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について）

○議長（佐藤盛雄君） 日程第2、議案第43号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について）の件を議題とします。

職員に議題を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） それでは、議案書3ページ、議案第43号、専決第2号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定についてでございますが、説明をいたします。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律等の改正が平成31年3月29日に公布され、原則としまして4月1日から施行されましたので、あわせて町税条例を改正するものであります。

改正内容の主なものにつきまして説明いたします。まず、個人住民税につきましては、子供の貧困に対応するため、単身児童扶養者の所得金額が135万円以下を非課税とする追加措置、それから住宅借入金控除の拡充であります。消費増税の2%の積み上げ分に着目し、控除期間を3年間延長することとなっております。

それから、ふるさと納税制度の見直しとしまして、寄附金に対して返礼品金額を3割以下にすることと、返礼品を地場産品に限るとしてあります。

固定資産税におきましては、第10条の3第6項の新規規定追加により、引用条項の項番の修正となっております。

また、軽自動車税につきましては、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した軽自動車をグリーン化特例として税率が3段階で臨時的に改正となっております。また、平成29年度の経過を削除し、令和2年度及び3年度分の経過を新設しまして、4年度及び5年度の経過の対象を電気自動車に限ったものとしております。

それでは、新旧対照表に沿って説明いたします。新旧対照表の1ページ、下郷町税条例等をごらんください。まず、第34条の7、寄附金税額控除ですが、地方税改正により改正するもので、項番と文言の一部修正となります。そのほか、下線部分の改正となっておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、第71条の固定資産税の減額についてですが、減免申請の期限を納期限7日前までとしておりましたが、全国的に標準期日としております納期限までとするための改正になります。

次に、附則の第7条の3の2ですが、住宅借入金特別控除の内容になります。地方税附則の改正により同様に改正するものであります。以下、項番の修正となります。

次に、2ページ下段ですが、第9条及び3ページの第9条の2の個人住民税の寄附金税額控除につきましても、一部文言と新規規定追加による項番の修正のため改正するものでございます。

第10条の2につきましては、法附則の規定の項番の修正により改正されるものです。以下、下線部分の項番を改正するものです。

5ページ、第10条の3の新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ですが、6項の新規規定追加による項番の修正になります。

次に、6ページ下段、第16条につきましては、軽自動車税の平成29年度の経過を削除し、新たな臨時税率の制定による措置として改正されるものです。

また、8ページ、第16条の2項につきましては、項番の修正による改正になります。

次に、10ページ、第22条の東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についてですが、仮換地という名称を特定仮換地という名称に改正するものです。

次に、11ページの第36条の2、町民税の申告についての第6項に、新規となる規定が追加されることによる改正です。

次に、第36条の3の2の個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書と同条3の3の個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書についてですが、単身児童扶養者の追加措置によるものと、文言と項番の改正になります。

13ページ、第36条の4についても、項番と文言の改正となります。

次に、附則第15条の2及び2の2、軽自動車税の環境性能割の非課税と軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例についてですが、経過措置による新規追加措置の改正となります。

次に、14ページ、第15条の6の3項から16ページ、第16条の2についても、同様に経

過措置による改正となります。

17ページ、第24条の個人の住民税の非課税の範囲ですが、単身児童扶養者の追加措置による改正となっております。

次に、同じ17ページ、16条から19ページの第15条の6、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例と軽自動車税の環境性能割の税率の特例については、経過措置によるものと項番の修正による改正となっております。

次に、20ページの第5条による改正の第1条第1項から項の新規追加によるものと、項番の修正及び新規に規定された項による改正となっております。

それから、22ページ、附則1条及び2条については、項番の修正による改正となっております。

以上で税条例の改正につきましてを説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 説明あったのですが、あまりよくわからないのですが、まず聞きたいのは、これだけ条例を改正した場合に税金というものがプラスになるのかマイナスになっているのか。プラスならば、全体でどのぐらいになるのか。

もう一つは、我々身近に単刀直入に申し上げますと、軽自動車というものが税金が2台ぐらいつつ払っているわけですが、軽自動車の、先ほどちょっと説明の中で今回の令和の特例だというようなこともあったように聞くのですが、もう一回この軽自動車税がどのようになるのか。高くなったのか安くなったのか、ちょっとここをもう一回この軽自動車税に対して教えてください。

○議長（佐藤盛雄君） 説明を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） ただいまの室井議員のご質問にお答えします。

軽自動車税につきましては30年度、31年度の実績がございまして、台数では23台ほど減っております。金額につきましても30万8,000円ということで、こちらは増えております。ということで、台数は減りましたが、金額的には増えているということでございます。

軽自動車税が安くなるのか、高くなるのかということですが、軽自動車税につきましてはこちら25%、50%、75%の軽減がつきますので、それは臨時的な経過措置になりますので、実質的には増えますが、今のところ軽減税率ということで経過措置を設けております。ですので、今の段階では段階的に上げるということになりますので、結果的には軽自動車税は増えます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） よく聞いてください。今この条例改正をした場合に、私はこの軽自動車税を含めて全体的に税金というものはプラスになるのかマイナスになるのか。プラ

スならば全体的にどのぐらいになるのかと、先ほどそういうふうに聞いたと思うのです。

それから、今軽自動車というものが非常に古い車を軽自動車に乗っているわけですが、今軽自動車は昔は安かったのですが、一律だったのですが、古い車に乗ると1万2,900円とか1万800円とかと、非常に古い車を早く交換しろと言わんばかりに税金というものは高くなってございます。そういうようなことで、今30年と31年でどうのこうのと言われて、特別というようなことを言われているのですが、今回の台数は23台、税金は30万3,800円、そういうようなことではなく、私の聞きたいのは、今何年から何年までの今まで例えば1万800円古い車で取られていた税金というものが安くなるのか高くなるのか。1万2,900円のが高くなるのか安くなるのか。6,000円のが高くなるのか安くなるのか。ちょっとこの辺もう少し軽自動車を教えていただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） ただいまの質問ですが、失礼しました。今現在7,200円の軽自動車、それから4,000円の軽貨物がありますが、こちら経過措置がありまして、平成18年4月から19年3月まで初年度の検査を受けたものにつきましては、平成31年度は7,200円ですが、令和2年から1万2,900円というふうに金額が上がるわけです。19年4月から20年3月までの軽自動車につきましては、31年、2年までは7,200円ですが、3年から1万2,900円ということで、以下その年度ごとに初年度検査の検査年につきまして、それぞれ3年、4年、5年、6年、7年、8年ということで金額が7,200円から1万2,900円に上がるということで、そちらの金額になります。

同じように、4,000円の分につきましては、先ほど申し上げました初年度検査を受けた年数で平成18年4月から平成19年3月までの初年度検査を受けたものの軽貨物は、平成31年度は4,000円なのですが、令和2年から6,000円というふうに金額が上がります。それぞれ今回平成30年4月から平成31年3月までの分につきましては、令和2年からずっと5,000円で、令和13年まで5,000円、令和14年から6,000円ということで金額が上がっていきます。ということで、段階的に上がっていきます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 町長、全体的にちょっと考えてもらいたい。またはということは、普通自動車の場合には5月に税金を払えば1カ月乗ったり2カ月乗って車を登録を抹消した場合には、その税金が還付されてくるのです。役場で取っているこの軽自動車税は、1万2,900円取られて、6月にその軽自動車を要らなくなったから抹消するということになりますと、1カ月しか実際は乗っていないのですが、税金を払って。あとはそれが還付されないのです、軽自動車税は。ですから、我が町だけではないとは思いますが、この辺を他町村というか、どこでこういうふうなことが決められるのか。税務課長、どこへこういうふうなことは。普通自動車は県でやってんですが還付されるのです。何で役場のは還付されないのだろうか。こういうことをひとつ答弁はよろしいですが、研究してもらいたいなと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井重男君に申し上げます。ただいま申し上げたことは、今回の税改正と直接関係ありませんので、この件に関しましては執行部に今後の検討課題ということで解釈したいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

ほかにご質疑ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 今新旧対照表の中で、1ページの附則第7条の3の2で、これ新しい改正後はここの部分がなくなっているのです。これなぜなくなったのか、もっと詳しく説明してもらえませんか。

それから、10ページの22条ですか、東日本震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告というふうに書いてありますが、これどのような方が実際に申告が必要なのか、適用を受けることができるのか、ここを具体的にちょっと教えてください。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） 今ほどの湯田議員からのご質問ですが、まず1ページの固定資産税の減免ですが、こちら町条例では納期限前7日までにということでありましたが、全国的に見ても納期限までの減免申請ということになってございますので、それに合わせた形での改正といたしました。

それから、10ページの東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等ということですが、こちらにつきましては、被災共用土地納税義務者と書いてありますが、特定の被災共用土地納税義務者ということで、こちらにつきましては東日本大震災での被災者ということでございますが、詳しいことちょっと今の段階でわかりませんので、後ほど皆さんのほうにお伝えしたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 最初の7条の3の2項というのは、これ住宅借入金特別控除に係る特定取得をした者の場合に云々という、多分そういう要件の廃止だと思うのです。そのための廃止だというふうに私は理解しているのです。でも、なるべくならばもっとわかりやすく説明しないと、なかなか私も理解できません。もしわからなかったら結構です。

それから、今の22条の件ですか、今具体的にわからないようなニュアンスの答弁いただきましたが、これ地方税の56条で被災した土地、家屋のその所有者の場合と限定しているのです。そういうものがあつた場合にはこう云々というふうに、この条例の中でございますが、これ実際に下郷町ではこの特定被災共用土地が下郷に存在しているのでしょうか、していないのでしょうかです。そこら辺ちょっとお聞きします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） ただいまの湯田純朗議員からのご質問ですが、先ほどの10ページです。第22条の東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者が下郷町にいるのかということですが、現在下郷町につきましては、これに該当する方はおりませんということになってございます。

以上でございます。

（何事か声あり）

○5番（湯田純朗君） 失礼しました。

ただいまの湯田議員の1ページの件につきまして、ちょっと聞き取れませんでしたので、もう一度お願いいたします。済みません。

○議長（佐藤盛雄君） 5番、湯田純朗君、先ほどの1点目の質問もう一度お願いいたします。

○5番（湯田純朗君） これは、多分住宅借入金特別控除に係る特定取得をした場合の控除期間の拡充、住宅借入金特別税額控除に係る申請要件の廃止のためにこれが必要だったと思うのです。わからなければ結構です。これがなぜ削除、私は簡単に言うところの適用要件で控除期間の拡充、申請要件の廃止、これなぜ条項が廃止となるのかということを経済的に聞きたかったのです。わからなければ結構です。

それで、あと最後の質問ですか。22条ですか、この特定被災共用土地が該当がないということでご答弁いただきましたが、なければこの条例必要ないのではないのでしょうかと私は思うのですけれども、これは中央で決まっているからしょうがないと言えしょうがないのでしょうかけれども、一応そこ参考的にお答えください。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

税務課長、只浦孝行君。

○税務課長兼会計管理者（只浦孝行君） ただいまの湯田議員からのご質問ですが、まず1ページに関しましては、今回地方税法の3年間の延長ということに関しての条項ということに関してというふうに解釈しております。

それから、10ページの該当者がいないということございまして、ですが、地方税法に沿って町条例を改正するということですので、その辺一緒に改正するというので、今回も改正するということでの話になります。

申しわけありませんが、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これから議案第43号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第2号 下郷

町税条例等の一部を改正する条例の設定について)の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第3 議案第44号 専決処分につき承認を求めることについて

(専決第3号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例の設定について)

○議長(佐藤盛雄君) 日程第3、議案第44号 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第3号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について)の件
を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長(弓田昌彦君) ご説明申し上げます。

議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。議案第44号、専決第3号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、地方税法施行令の改正に伴いまして、下郷町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置につきまして、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の引き上げを行うものでございます。

それでは、議案書の16ページと新旧対照表の24ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表の改正後の欄でご説明いたしますと、第2条第2項におきましては、保険料の基礎課税額に係る課税限度額を58万円から3万円を引き上げ、61万円とするものでございます。

第23条第1項につきましては、ただいまご説明申し上げました第2条第2項の内容でございます。第1項第2号につきましては、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準につきまして、5割軽減の基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額を27万5,000円から5,000円を引き上げ、28万円とするものでございます。

同じく、第3号につきましては、前号同様軽減する所得判定基準につきまして、2割軽減の基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額を50万円から1万円を引き上げ、51万円とするものでございます。

なお、附則によりまして本条例に係る法律の一部改正が平成31年3月29日公布、平成

31年4月1日施行の改正内容でありますことから、附則の施行期日につきましては、平成31年4月1日からの施行となっております。

また、条例改正後の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税につきましては、従前の例によると規定するものでございます。

以上、専決第3号につきましては、平成31年3月31日付で専決処分いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これから議案第44号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第45号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第4号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第8号））

○議長（佐藤盛雄君） 日程第4、議案第45号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第8号））の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

議案書の17ページでございます。議案第45号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第8号））でございますが、18ページをお開きいただきまして、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ8,741万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億1,984万8,000円とするものであります。今回の補正は、歳入歳出とも額の確定により予算の整理を行ったものであります。

歳入でございますが、26ページからとなりますが、主なものについてご説明を申し上げます。27ページをごらんいただきまして、地方交付税につきましては、当初予算では過大とならないよう措置しておりますが、特別交付税の決算見込み額が当初予算1億円に対しまして1億9,352万9,000円となりましたことから、その差額9,352万9,000円を補正したものであります。

29ページとなりますが、寄附金のふるさと応援寄附金につきましては、見込み額を超えるご厚意をいただきましたことから24万5,000円を増額したもので、これによりふるさと応援寄附金の決算見込み額につきましては409万5,000円となったところであります。

繰入金 of 教育施設整備基金繰入金、町債の学校教育施設等整備事業債につきましては、報告第1号でご説明申し上げました冷房設備対応臨時特例交付金事業に係る財源の一部2,300万円を町債から基金繰入金に振りかえたものでございます。

歳出の主なものでございますが、30ページをお開きいただきまして、総務費の企画費につきましては、それぞれ事業費の確定により補正したもので、ふるさと応援基金積立金につきましては、歳入のふるさと応援寄附金と同額の24万5,000円を基金に積み立てるものでございます。

農林水産業費の農地費、農業集落排水事業特別会計繰出金219万8,000円につきましては、農業集落排水使用料の額の確定により一般会計からの繰入金を手当てしたもので、これに伴い農業集落排水事業特別会計予算につきましても、専決処分させていただいておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

31ページとなりますが、商工費、教育費につきましては、歳入の補正に伴う財源内訳の補正で、予備費により収支の調整を図ったものであります。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成31年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これから議案第45号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 平成30年度下郷町一般会計補正予算（第8号））の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第46号 専決処分につき承認を求めることについて

(専決第5号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))

○議長(佐藤盛雄君) 日程第5、議案第46号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第5号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))の件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長(弓田昌彦君) それでは、議案書の33ページをお開きいただきたいと思います。議案第46号、専決第5号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,149万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,814万9,000円とするものでございます。

34ページから38ページまでは総括でございますので、省略いたしまして、39ページをお開きいただきたいと思います。まず初めに、平成30年度から県が国民健康保険の保険者となり、国保財政運営の責任主体となりました新国保制度によりまして、町が事業費納付金を県に納めれば町の保険給付費等に必要な費用相当額を県から普通交付金として交付されることとなりました。このため、普通交付金の補正と関連します保険給付費の全ての予算科目につきまして、金額の多寡にかかわらず補正分として計上し整理しておりますので、ご了承をお願いいたします。

今回の補正につきましては、県交付金の精算確定によりまして専決処分をさせていただいたものでございます。また、平成30年度の保険給付費の状況でございますが、当初予算に対しまして支出が少なかったために減額補正をするものでございます。

それでは、2の歳入の主なものにつきましてご説明いたします。3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金の1節普通交付金であります。これは保険給付費等の確定による県の再算定によりまして8,110万6,000円を減額するものでございます。2節特別交付金につきましては、主に定率国庫負担減額に伴う支援交付金の廃止等によりまして721万4,000円を減額するものでございます。

同じく、2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金につきましては、未就学児分の国補助金の減額措置の廃止によりまして17万円を減額するものでございます。

続きまして、5款繰入金、2項基金繰入金、1目国保基金繰入金につきましては、収支状況によりまして基金を取り崩しませんでしたので、300万円を減額するものでございます。

続きまして、40ページをお開きいただきたいと思います。3の歳出の主なものにつきましてご説明いたします。2款保険給付費、1項療養諸費、2目一般被保険者療養給付費から4目退職被保険者等療養費までにつきましては、医療費の額の確定によりそれぞれ減額するものでございます。主なものでは、1目一般被保険者療養給付費でございますが、医療費の支出が少なかったために6,782万6,000円を減額計上しております。

続きまして、5目診査支払手数料につきましては、国保連合会の手数料が確定したことにより8万3,000円を減額計上しております。

以下の2款保険給付費、2項高額療養費から41ページの4項出産育児諸費までにつきましては、保険給付費の支出確定によりましてそれぞれ減額計上する整理予算となっております。主なものでは2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費でございますが、高額な医療費支出が少なかったために700万3,000円を減額計上しております。

続きまして、42ページをお開きいただきたいと思います。3款国民健康保険事業費納付金の1目一般被保険者医療給付費分につきましては、財源内訳の補正でございますが、予算額の増減はございません。

8款予備費につきましては1,161万5,000円を減額し、歳入歳出を調整するものでございます。

以上、専決第5号につきましては、平成31年3月31日付で専決処分いたしましたので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 平成30年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第6 議案第47号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第6号 平成30年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号））

○議長（佐藤盛雄君） 日程第6、議案第47号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号 平成30年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第3号））の件を議題と

いたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) 本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、星修二君。

○参事兼健康福祉課長(星修二君) それでは、議案書の43ページをごらんください。議案第47号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第6号 平成30年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第3号))についてご説明いたします。

次のページ、44ページをごらんください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,518万8,000円とするものでございます。

それでは、初めに歳入からご説明いたします。50ページをごらんください。3款の国庫支出金、6目の保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り決めに支援するため、平成30年度から新たに導入された交付金制度でございます。平成30年度につきまして、先般本町への配分額104万6,000円が交付されたもので、歳入において増額計上し、次のページの歳出において同額を予備費で調整したものでございます。

以上、専決第6号 平成30年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○議長(佐藤盛雄君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これから議案第47号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第6号 平成30年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第3号))の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第48号 専決処分につき承認を求めることについて

(専決第7号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号))

○議長（佐藤盛雄君） 日程第7、議案第48号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第7号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 議案第48号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第7号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））についてご説明申し上げます。

議案書53ページをお開きください。今回の補正につきましては、歳入歳出予算ともに総額2,921万7,000円の変更はなく、歳入予算における使用料の額確定により農業集落排水使用料を219万8,000円減額いたし、その財源手当として一般会計からの繰入金によるものでございます。

歳出につきましては、歳入予算に伴う財源内訳を補正したものでございます。

以上、議案第48号の説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） これ使用料のことでちょっと聞きたいのですが、761万9,000円、この使用料の中身で水道がどのぐらいなのか。井戸を掘って去年から井戸のくみ上げのそれもメーターというか、徴収、取っていますが、この区分というか、水道は幾ら、井戸は幾ら、併用の水道と井戸は幾ら、これだけ教えてください。

それと、何件ですか。何件ずつ井戸は掘っているのですか。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの室井議員のご質問にお答えいたします。

水道に関する料金、井戸に関する料金という形で分けしてはございませんので、それぞれの金額というのははじき出すところはちょっと難しいところでございます。一応水道とあと水道だけのところ、水道、井戸併用のところというところで基本料金を設定してございまして、井戸メーターをつけたところに関しましても、そのほかに井戸分の水量を超過料金として算定して、その分の金額をいただいているような状態でございます。

ちなみに、件数につきましては、井戸併用で使っている方が14件になります。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 水道だけは。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 水道だけでいきますと、契約権者が51件ですので、37件でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君。

○3番（室井亜男君） 井戸を使っているのが非常にふえたなど、こういうふうに思います。最初の一つも井戸というのはなかった。水道料金がお金が払うのがなかなか大変だということで井戸を掘った。そうすると、井戸をこれ14件ぐらい掘ると、ボーリングですから、その水脈というのが大体同じくなるのです、あの大内宿。そうすると、水道の量が少なくなってくる。何か聞くとによると、井戸を掘った者が去年あたりからやめてきたという話もあるのですが、やめたのがあったのかどうか、この1点お願いします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 井戸をやめている件数というのはございません。

ただし、処理場に流れ込む全体的な水量、処理水量になりますけれども、この水量が設置する前の年度、29年度までの水量と比べてございまして、5,000強立米減ってございまして、その分もちょっと料金への影響があったのではなかったと思っております。以上です。

○議長（佐藤盛雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これから議案第48号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第7号 平成30年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

ただいまより休憩します。（午前11時03分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午前11時15分）

お知らせいたします。議場内気温が上昇してまいりましたので、脱衣を許可します。

日程第8 議案第49号 教育委員会委員の任命について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第8、議案第49号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) お諮りします。

本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 教育委員会委員の任命についての件は、議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第49号 教育委員会委員の任命についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第50号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(佐藤盛雄君) 日程第9、議案第50号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) 本案について議案の説明を求めます。

健康福祉課長、星修二君。

○参事兼健康福祉課長(星修二君) それでは、62ページをごらんください。議案第50号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。

隣のページ、議案書の63ページになります。今回の条例改正につきましては、10月から消費税率が10%に引き上げることによりまして、介護保険法施行令の一部が改正され、これに合わせて町の条例も改正し、保険料の軽減強化を図るものでございます。

それで、改正の概要でございますが、大きく2つの改正点がございます。まず、1つ目でございますが、本制度による保険料の軽減対象者は、今まで本条例の第3条第1項

第1号、いわゆる第1段階の方でございましたが、それに加えて、第2項第2号の第2段階、それから第3号の第3段階の被保険者まで拡大するというものでございます。

2つ目でございますが、この対象者の拡大に合わせて、軽減率の改定によりまして保険料を減額するものでございます。

それでは、新旧対照表の25ページをごらんください。初めに、第3条の第1項につきましては、改元により下線部分の平成32年度までを令和2年度までに改めるものでございます。

次に、第2項につきましては、第1項と同様に改元により下線部分の平成32年度までを令和2年までに改めるとともに、軽減率の改定によりまして、保険料を3万3,480円を2万7,900円に改めるものでございます。

次に、第3項及び第4項につきましては、保険料の減額対象者の拡大により条文を追加するもので、第3項につきましては、第1項第2号の第1号被保険者の保険料を前項中の2万7,900円とあるのを4万6,500円と読みかえ、同じく第4項についても、第1項第3号の第1号被保険者の保険料を前項中の2万7,900円とあるのを5万3,900円と読みかえるものでございます。要約しますと、第1段階の被保険者につきましては、今まで3万3,480円だったのが2万7,900円、第2段階の方が5万5,800円だったのが4万6,500円、3段階の方が5万5,800円だったのが5万3,940円となるものでございます。

以上、説明いたしました。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君）　これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君）　2つご質問いたします。

1つは、保険料が3段階まで下がるということで、9段階までではなかったと今改めてわかったのですけれども、1つは、それは国から来ている下げ幅は上限があるのかなということ。資料いろいろ探してみますと、0.2から0.5ぐらいという上限ある。では、本町はどのぐらいの範囲で下げられているのかなというのが1点目。

もう一つは、当然保険料がそれだけ下げられましたので、財源はちょっと厳しくなるだろうというふうに思います。国が下げると言っていますので、その後のこの減収の部分を国が補填してくれるのかどうか、2点お願いします。

○議長（佐藤盛雄君）　答弁を求めます。

健康福祉課長、星修二君。

○参事兼健康福祉課長（星修二君）　まず、1点目の3段階ではございません。9段階です。今回の軽減の対象になるのが3段階ということですので、全部で9段階でございます。まず、それが1点。

それから、率につきましては、1段階につきましては今まで0.45率でございましたが、今度の改正によりまして0.375。それから、2段階につきましては0.75だったのが0.625、それから3段階だったのが、0.75だったのが0.725ということでございます。

この財源につきましては、一般会計の補正でもご説明すると思いますが、国庫が2分の1、県費が4分の1ということで、最終的には同額が一般会計から繰り入れされると

というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号 下郷町介護保険条例の一部を改正する条例の設定についての件
を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第51号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負契約について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第10、議案第51号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負契約につい
ての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） 本案について議案の説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 議案第51号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負契約について説明
させていただきます。

議案書64ページをお開きください。上程させていただきました橋梁補修工事（湯野上
橋）請負契約につきましては、去る5月24日に6社による指名競争入札の結果、下郷町
大字湯野上字沼袋乙843番地、三立土建株式会社代表取締役、浅沼秀俊が1億4,850万円
で落札いたしました。

本工事は補助事業であり、補助率は58.3%、橋の規模が車道幅6.5メートル、歩道幅
2.0メートル、橋長139.2メートル、20トン荷重の橋梁でございます。

工事内容は、下部工の補修、耐震補強、上部工補修でありまして、お手元に配付いた
しました資料の赤色に塗り潰した箇所でございます。

なお、湯野上橋は昭和59年供用、35年が経過し、各部材等に劣化や損傷が確認されて
おりますので、下郷町橋梁長寿命化修繕計画に基づき補修を実施し、橋梁の延命化を図
り、歩行者や通行車両の安全を図るもので、契約工期につきましては、令和2年3月31ま

でとしております。地方自治法96条第1項第5号の規定により議決いただけますようよろしくお願いいたします。

以上、議案第51号の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

1番、星輝夫君。

○1番（星輝夫君） 1番の星でございますけれども、1点だけ質問させていただきます。

今回の補修工事に対して、確認申請は必要だったのか必要でなかったのか、お答えをお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 本工事に関しましては、建築物というわけではございませんので、確認申請は必要ございません。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 今121バイパスの工事をやって大型ダンプが通るわけですが、これ工事そのものに支障はないのですか。結構今大型車が通っていますから、全然工事に対しては支障がないのでしょうか、そこら辺をお聞きします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 全く影響がないということはないと思います。規制をかけながらの施工になるかと思しますので、ダンプ等かなり大型車両が通行するわけではございますが、規制の中での対応という形になると思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） そうした場合、地元の方とかなんかにチラシとか何かで周知徹底ということは別に考えておりませんか。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの湯田純朗議員の質問にお答えいたします。

当然交通規制を行うわけですから、通行車両に対しての周知、片側とかという形になるかと思うのですが、そちらの周知に関しては事前に行う予定でございます。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 2点ご質問いたします。

まず、6社入札ということなので、入札参加業者をお知らせ願います。

それから、今回指名に当たった条件等あれば、こういった条件でその6社が選ばれたのかお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの猪股議員のご質問にお答えいたします。

入札指名に入りました6社につきましては三立土建株式会社、ほか株式会社渡部工務所、五十嵐建設株式会社、株式会社しもごう環境サービス、株式会社久米工業、東邦土建工業株式会社によるものでございます。

指名に係った規定に関しましては、まず一般土木の特定建設業を持っている業者ということで選ばせていただきました。下郷町内において同資格を持つ業者が4社で、南会津町での業者が2社ということで6社となっております。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） 1つだけちょっと質問させていただきます。

平成の16年と26年の10年間ずつ補修の実績がありますけれども、そのときにその項目なかったのが今回やって、下部工のA1、A2橋台の制震ダンパー設置、これは下郷町の他の橋にはこの設置はされているのかどうか、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの佐藤勤議員のご質問にお答えいたします。

図面を見ていただくと、今回の工事においてA1橋台に関して制震ダンパーを設置いたします。A2橋台に関しましては、変位制限装置を設置するというので、A1橋台についてだけ制震ダンパーがつく予定でございます。前回の補修に関しては、塗装のみの補修でございました。ほかの橋につきましては、今まで補修工事行ってきました幾世橋についてはつけたかと思ったのを存じ上げておりますので、最終的に確認はいたしますが、そうだったかと思っております。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 7番、佐藤勤君。

○7番（佐藤勤君） 了解。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号 橋梁補修工事（湯野上橋）請負契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤盛雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第52号 雪寒建設機械購入契約について

○議長(佐藤盛雄君) 日程第11、議案第52号 雪寒建設機械購入契約についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(佐藤盛雄君) 本案について議案の説明を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長(猪股朋弘君) 議案第52号 雪寒建設機械購入契約について説明させていただきます。

議案書65ページをお開きください。上程させていただきました雪寒建設機械購入契約については、去る5月23日に5社による指名競争入札の結果、喜多方市豊川町高堂太字橋向2683番地、喜多方ブル自工株式会社代表取締役、上野利八が3,283万5,000円で落札いたしました。

車種につきましては、日本キャタピラーロータリー除雪車14トン級車輪式マルチアングリングプラウ付き104PS級でございます。現在中妻、姫川地区6.2キロの通常除雪作業及び町内路線の拡幅作業として町直営で実施しておりました日立ロータリー除雪車13トン級マルチアングリングプラウ100PS級の更新に伴う導入でございます。日立ロータリー除雪車につきましては、平成10年度購入で20年が経過しております。経年劣化による力不足が顕著で、油圧電気駆動系統による故障が頻発し、代替部品の製造もされていないことから修理が大変困難で、振動や騒音も著しく、オペレーターへの負担も大きいということで、本車両を更新することにより作業時間の短縮及び効率化等が期待されます。更新します機械につきましては、同じく中妻、姫川地区の通常除雪作業及び町内路線拡幅作業に対応する予定でございます。

納入期限は、令和2年3月19日でございます。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により議決いただけますようよろしくお願いいたします。

以上で議案第52号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤盛雄君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、猪股謙喜君。

○8番(猪股謙喜君) 質問いたします。

まず、納入期限が年度末ということですが、実際は降雪前に納入されるのかどうかお聞きいたします。

それから、これも5社による入札だったと思うのですが、この入札に参加した業者名をお知らせ願えればと思います。

もう一つ、仮にですが、これ雪寒建設機械ということで補助金が入っての購入になりますけれども、災害等の土砂崩れ等が発生した場合にそういった部分を除去するために使用できるのかどうかお尋ねします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） ただいまの猪股議員のご質問にお答えいたします。

まず、納入期限に関しましてですけれども、今回納入していただく車両に関しましては、ローダー部分及びロータリーアタッチメント部分と2つの機械に分かれるものでございまして、ローダーに関しては海外生産になります。かつ、アタッチメント部分に関してが製作会社というのが日本でもかなり少ないということで、時期的には2月ごろまでかかるということを知っております。そちらの2つの車両のアタッチメント部、接続部分に関する加工をして、かつ国交省車両用の塗装、プレート等の取り付けということになりますので、どうしても年度末付近の納入になってしまうということを知っております。極力急ぐような形の対応としてはございますが、そんなに早く入る、降雪前に入るということはちょっと難しいかなと考えてございます。

続きまして、入札者の指名業者につきましてですが、ユニキャリア株式会社、会津サービスセンター、コマツ福島株式会社会津支社、会津機械株式会社、喜多方ブル自工株式会社、会津自動車工業株式会社の5社でございます。

続きまして、災害対応できるかという形になるのですけれども、町で持っている車両に関しては、かなり大きなものという形で捉えてございます。仮に排土板等を使った場合に、雪寒用でつけている排土板でございますので、土砂除去云々かんぬん、それ関係の部分に関しましては、除雪前に使ってしまうとそれらの修繕にかなり金額が割かれてしまうのではないかと考えてございますので、なるべく雪寒用という形で捉えてございますので、そういった災害対応に関しましては、町内業者に委託するもしくは対応していただくというような形を考えてございます。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○8番（猪股謙喜君） 今回海外メーカー製の海外の機械を導入ということで、年度末降雪期には間に合わないのではないかとということなのですが、今現在そうなる国内生産のこういった雪寒ローダーと言われるもの、国内生産ではこういったメーカーが生産されているのかということと、それから最後のその緊急事態には使いたくないような意味合いの答弁でしたが、それは緊急事態に陥った場合の話ですから、なるべく使いたくないという気持ちはわかりました。あとは、町のほうの判断になるかとは思いますが。

ロータリー車であるのですが、排土板につけかえることはできるのかというのを再確認したいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 排土板をもともとつけて除雪対応した中での車両で、ロータリーアタッチメントを取りつけてロータリー排雪、飛ばす排雪というのを可能にできる、要は2つ稼働ができるというタイプのものでございます。日本のメーカーに関しましては、今手元にごいません。今把握してございませんので、後ほど調べてお答え申し上げます。

○議長（佐藤盛雄君） 3番、室井亜男君から早退の申し出がありました。これを許可します。

ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号 雪寒建設機械購入契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第53号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第54号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第55号 令和元年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第56号 令和元年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（佐藤盛雄君） この際、日程第12、議案第53号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第1号）、日程第13、議案第54号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第55号 令和元年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第15、議案第56号 令和元年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の4件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） お知らせします。間もなくお昼になりますので、ただいまより休憩いたします。（午前11時52分）

○議長（佐藤盛雄君） 再開いたします。（午後 1時00分）

建設課長より発言を求められておりますので、これを許します。

建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 先ほど猪股議員より除雪ローダーの国内生産についてのご質問あった件についてお答えいたします。

国内製造社名、14トン級のローダーになりますと3社になります。日立建機、コマツ、日本キャタピラーの3社でございます、いずれのメーカーに関しても海外生産が主流ということになってございますので、輸入という形で国内に入ってくるわけですが、それよりもアタッチメント式のロータリー装置のほうが国内で1社しか製造していないということございまして、日本全国から同様の装置の受注が入るということ、そちらのほうが時間がかかるということなので、納期に関しては少し年度末になるということになってございます。

以上です。

○8番（猪股謙喜君） ありがとうございます。

○議長（佐藤盛雄君） 本案につきまして議案の説明を求めます。

議案第53号につきましては総務課長、室井哲君、議案第54号につきましては町民課長、弓田昌彦君、議案第55号につきましては健康福祉課長、星修二君、議案第56号につきましては建設課長、猪股朋弘君、順次説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明申し上げます。

議案書66ページでございます。議案第53号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ6,631万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ47億6,331万6,000円とするものであります。

歳入の主なものでございますが、73ページをお開きいただきまして、国庫支出金の民生費国庫負担金では、さきにご説明申し上げました介護保険料の軽減措置の強化に係る介護保険低所得者保険料軽減負担金267万9,000円を計上するもので、民生費国庫補助金では障害者等の移動支援事業に係る地域生活支援事業国庫補助金12万1,000円、障害者福祉制度改正に伴うシステム改修に係る障害者自立支援給付審査支払等システム事業補助金39万1,000円、幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援事業費補助金412万1,000円、消費税率の引き上げが低所得者、個育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに地域における消費を喚起、下支えすることを目的としたプレミアムつき商品券事業に係るプレミアム商品券事務費補助金、プレミアム商品券事業費補助金、合わせて794万3,000円を計上するものであります。

なお、プレミアム商品券につきましては、既存の事業と区別するため、本町におきましては思いやり商品券としておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

同じく、国庫支出金の商工費国庫補助金、東北観光復興対策交付金につきましては、当初予算においてプロモーション強化事業としてその経費を計上しておりましたが、本事業が補助採択されましたので、392万7,000円を計上するもので、消防費国庫補助金、

消防団救助能力向上資機材緊急整備事業補助金86万4,000円につきましては、本事業により手動式油圧切断機、携帯型デジタル簡易無線機を整備するもので、補助採択を受け計上するものであります。

74ページとなりますが、県支出金の民生費県負担金、介護保険低所得者保険料軽減負担金133万9,000円につきましては、さきにご説明申し上げました介護保険料の軽減措置の強化に係る県負担金であります。

同じく、県支出金の総務費県補助金、地域創生総合支援事業補助金につきましては、いわゆるサポート事業でございますが、当初予算において湯野上温泉駅前整備事業としてその経費を計上しておりましたが、本事業が補助採択されましたので、450万円を補正計上するもので、福島移住支援金給付事業補助金150万円につきましては、県内市町村の共同申請により地方創生推進交付金を活用し東京圏からの移住を支援する事業で、この事業に係る県補助金を計上するものであります。

民生費県補助金、地域生活支援事業県補助金6万円につきましては、さきにご説明申し上げました障害者等の移動支援事業に係る県補助金で、商工費県補助金、消費者風評対策市町村支援事業交付金につきましては、食の安全モニターツアーでございますが、当初予算においてその経費を計上しておりましたが、本事業が補助採択されましたので、500万円を計上するものであります。

諸収入の雑入では、檜原区LED防犯灯整備事業に係るコミュニティ助成事業補助金250万円、さきにご説明申し上げました思いやり商品券事業に係るプレミアム商品券売払収入3,000万円、平成30年第4回定例会においてご議決を賜りました南会津地方広域市町村圏組合地域医療支援センターの廃止に伴う南会津地方広域市町村圏組合返還金137万1,000円をそれぞれ計上するものであります。

歳出の主なものでございますが、給料、職員手当、共済費等の人件費につきましては、4月1日付の人事異動等に伴う増減であります。

76ページをお開きいただきまして、総務費の企画費では、歳入でご説明申し上げました檜原区LED防犯灯整備事業に係るコミュニティ助成事業補助金250万円、同じく歳入でご説明申し上げました東京圏からの移住を支援する福島移住支援金給付事業に係る下郷町移住支援金200万円。

77ページとなりますが、下郷ふれあいセンター費では、消防用設備に係る施設修繕料59万9,000円をそれぞれ計上するものであります。

79ページをお開きいただきまして、民生費の社会福祉総務費では、歳入でご説明申し上げました思いやり商品券事業に係るプレミアム商品券換金手数料44万3,000円、プレミアム商品券交付金3,750万円をそれぞれ計上するもので、障害者福祉費では、歳入でご説明申し上げました障害者福祉制度改正に伴うシステム改修委託料、障害者等の移動支援事業委託料、合わせて67万4,000円。

80ページとなりますが、児童福祉総務費では、幼児教育無償化に伴う関係経費、旅費、需用費、役務費、委託料、合わせて407万7,000円を計上するもので、また扶助費の子ども医療費につきましては、見込み額から82万2,000円の増額をお願いするものであります。

す。

86ページをお開きいただきまして、消防費の災害対策費、備品購入費259万5,000円につきましては、歳入でご説明申し上げました消防団救助能力向上資機材緊急整備事業補助金を充当し、災害対策備品を整備するものであります。

88ページをお開きいただきまして、教育費のコミュニティセンター管理費では、漏水に対応するため修繕料、漏水調査委託料、合わせて100万1,000円、学校給食共同調理場運営費では、転倒事故防止の観点から床改修に係る修繕料53万1,000円を計上し、予備費により収支の調整をするものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） それでは、議案書の89ページをお開きいただきたいとします。

議案第54号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ171万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,357万8,000円とするものでございます。

90ページから94ページまでは総括でございますので、省略いたしまして、95ページをお開きいただきたいとします。今回の補正につきましては、平成30年分の所得確定による保険税額の補正と人事異動による人件費の補正及び県への事業費納付金の確定による補正でございます。

それでは、2の歳入の主なものにつきましてご説明いたします。保険税の税率につきましては、前年度と同じ現行税率で算出しております。1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、平成30年分の所得の確定によりまして103万8,000円を増額するものでございます。

2目、退職被保険者等国民健康保険税につきましても、同様の内容により6万3,000円の減額でございます。

5款繰入金、1目一般会計繰入金でございますが、人事異動等により人件費繰入金として268万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、96ページをお開きいただきたいとします。3の歳出の主なものにつきましてご説明をいたします。1款総務費、1目一般管理費の給料、職員手当等、共済費負担金補助及び交付金の一般職退職手当組合負担金につきましては、人事異動等による人件費の補正計上でございますので、説明を省略させていただきます。同じく、13節の委託料につきましては、国保の旧被扶養者減免に伴うシステム改修委託料費として42万1,000円を増額するものでございます。このシステム改修費につきましては、全額県交付金で補填されることとなります。

続きまして、3款国民健康保険事業費納付金の1項医療給付分から97ページの3項介護納付金分までにつきましては、当初予算時は県からの仮算定結果によりまして予算を計上しておりましたが、その後国が示した確定計数をもとに県が本算定を行い、事業費納付金を確定しましたので、今回それぞれの科目で補正となっております。事業費納付

金全体では105万1,000円を減額するものでございます。

8 款の予備費でございますが、歳入歳出調整のため160万5,000円を増額するものでございます。

以上、国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げました。

なお、今回の補正予算につきましては、去る6月3日開催の第2回下郷町国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして適当である旨の答申をいただいておりますので、申し添えて説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、健康福祉課長、星修二君。

○参事兼健康福祉課長（星修二君） それでは、議案書の98ページをごらんください。議案第55号 令和元年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ526万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,474万9,000円とするものでございます。

初めに、歳出の主なものから説明いたします。107ページをごらんください。給料、職員手当等、共済費等につきましては、人事異動によるものでございまして、増額計上でございます。

次に、1 款総務費、1 項総務管理費の1 目総務管理費の13節の委託料でございますが、先ほど説明しました議案第50号の介護保険の条例の改正に伴うシステム改修委託料としまして101万1,000円を増額計上しております。次のページの予備費で調整を図っております。

次に、歳入でございますが、104ページからになります。初めに、1 款の保険料の1 目第1号被保険者保険料について、介護保険条例の改正によりまして保険料の軽減強化が図られ、低所得者第1段階から第3段階までの保険料を減額したもので、現年分の特別徴収分で502万4,000円、同じく現年分の普通徴収分で33万2,000円、合わせて535万6,000円の減額計上でございます。

次に、3 款国庫支出金、一番下の6 目介護保険事業補助金で、歳出において説明しましたシステム改修委託料に伴い県から補助金の内示がございまして、77万5,000円を計上しております。

次に、106ページをごらんください。7 款の繰入金、1 項一般会計繰入金、4 目低所得者保険料軽減繰入金では、先ほど説明しました軽減強化に伴う保険料の減額分535万6,000円を増額計上しております。

次に、5 目その他の一般会計繰入金では、歳出における1 款総務費の1 目総務管理費で人件費及びシステム改修委託料、合わせまして103万1,000円から国庫補助金を差し引いた25万5,000円を計上しております。

次に、一番下の6 目地域包括センター運営費繰入金につきましては、職員の人事異動等によりまして人件費分422万8,000円を計上しております。

以上、介護保険特別会計補正予算の主なものについて説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） 次に、建設課長、猪股朋弘君。

○建設課長（猪股朋弘君） 議案第56号 令和元年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

109ページをお開きください。歳入歳出の総額からそれぞれ60万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,560万9,000円とするものでございます。

内訳といたしまして、116ページをお開きください。歳出になりますが、4月1日付の人事異動等に伴う人件費の減額によるものでございます。

続きまして、歳入でございます。115ページをお開きください。歳入につきましては、その歳出の財源でございます一般会計繰入金と同額分を減額するものでございます。

以上で議案第56号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤盛雄君） これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

6番、小椋淑孝君。

○6番（小椋淑孝君） 質問させていただきます。

議案書の一般会計補正予算のほうなのですが、消防団救助能力向上の機械の補助金なのですが、油圧切断機とデジタル無線機等というふうになっていましたが、この機械等は購入した際に活用として消防団員が使うものと思われそうですが、その購入した機械の説明等などはどのようにしてとり行うのか。デジタル無線に関しては、各班に1台ずつ振り分けて設置するのかどうかお尋ねします。

そのほかに、先ほどありました福島移住支援給付費補助金、下郷町200万円というふうになっていたのですが、この移住支援金に関しては、1回当たりの金額が200万円なのか、1件分なのか、その内訳というのをちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

町民課長、弓田昌彦君。

○町民課長（弓田昌彦君） 6番、小椋議員のご質問にお答えいたします。

まず、油圧切断機3台でございますが、こちらは消防団の機関部、塩生部、刈林部、湯野上部の機関部に配備いたしまして、そちらの研修等につきましては、これから配備されます予定でございますので、広域消防等々にその研修の機会を相談しながら進めてまいりたいと思います。

また、デジタル携帯用無線機10台につきましては、通常配備といたしましては役場のほうに置きまして、いざ搜索、そういう機会のとときには現場に赴き、その各部長さんである指揮者に配付し、機動的に運用するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 6番、小椋淑孝議員のご質問にお答えしたいと思います。

議案書の79ページにまずなりますが、歳出のほうでございます。2総務費、1総務管理費の6の企画費のところ、中段ちょっと下になりますが、下郷町移住支援金200万円

というようなことの内容のご質問かと思いますが、こちらは2つほどございまして、まず単身の世帯ですと60万円、2人以上の世帯者でありますと上限100万円というような中身になっておりまして、世帯者の2世帯ということで、想定計上させていただいております。200万円でございます。こちらは、1回の支出というような形になっております。

なお、1ページ戻りまして、74ページになりますが、こちらは歳入のほうです。14県支出金、2県補助金の1総務費の県補助金でございますが、こちらのほうに歳入ということで、福島移住支援金給付事業の補助金ということで150万円ほど計上させていただいております。こちらの内容につきましては、まず福島県と町との共同申請の内容になっておりまして、この令和の元年になってからの新規事業になっております。内容につきましては、福島県が地域の再生計画を作成いたしまして、福島移住支援金給付事業、こちらを開始する予定になっております。管内の市町村51市町村が現在のところ共同申請という形で、横並びの金額をもちまして新たに移住支援を図っていこうというような内容になっているところでございます。

なお、県のほうでは7月中にいわゆるマッチングサイトというものをホームページを開設いたしまして、事業を展開していく予定となっております。

なお、10月以降に正式には始まるというような内容にはなっておりますが、共同申請というような内容でございましたので、今回の6月の補正に上げさせていただいたという内容になっております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 今プレミアム商品券ということでございますが、内容ちょっと詳しくもう一回ここでお知らせいただきたいと思っておりますので。

それから、これは町の健康福祉課ということでチラシちょっと私見ましたけれども、募集が期限が延期になってまたチラシ、それが取扱所というのですか、その関係がどうなっているのか。例えば事前にそういう商店の方集めて説明申し上げたのか、いきなりそういう方でこの通知もらってということで困惑している商店もあるわけです。そこら辺はどうなっているのか。

あともう一つ懸念されるのは、あれ条件例えば、私もし間違ったらごめんなさい。子供がいる世帯で非課税世帯というようになってくると、その方がその券を使うと、ああ、この方は税金払っていないのだなと、こういうふうにとられるわけです。これもっともう少しやり方がなかったのかどうかと。それを持っていっていけば、当然子供がいて非課税世帯となってくると、それこの方はそういう方はそういう方なのかなというふうに偏見的に捉える場合もあるわけですから、そこら辺の配慮はどうだったのか、ちょっとお聞かせください。

以上です。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、星修二君。

○参事兼健康福祉課長（星修二君） まず、プレミアム商品券の対象でございますが、2019年

分の住民税の課税されていない方、住所要件につきましては、本年1月1日現在住民基本台帳に登録されている者ということで、該当外としまして当然住民税が課税されている方に扶養されている方、それから生活保護の受給者、この方については該当外です。

それからもう一つにつきましては、2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれた子供さんがいる世帯の世帯主が対象ということで、この方の住所要件につきましては、世帯主が本年の6月1日現在住民基本台帳に登録されている方ということになっております。

登録店舗についてでございますが、この件につきましては、町内の想定されます対象店舗数約164戸にそれぞれ案内を差し上げております。5月10日から5月31日まで、まず21日になりますか、この期間を設けまして登録の受け付けをしました。28店舗の登録がありまして、まだまだ不足しているということで、6月10日から7月12日まで追加募集ということで今募集をかけている状態でございます。

もう一点の低所得者についてのその人が特定されるのではないかとということでございますが、これについては、私のほうでもそれは十分懸念してはいるのですが、現在やり方としましては低所得者、非課税の方については、後日非課税であろうと思われる方にご案内を差し上げる。それから、申請書をいただいて、その申請書の中に所得を調べてもいいですよという同意書をつけていただいて申請していただく。最終的に税が確定しましたら、その方を調査しまして、引きかえ券というものを交付します。その引きかえ券を持って、今回予算にも計上させていただきました役場ではなくて郵便局、4局ありますので、利用者の便宜を図りまして郵便局で商品券にかえていただくということで対応したいと考えております。ただ、それが今5番議員さんおっしゃった非課税の世帯がわかってしまうのではないかとというご懸念がありますが、現段階ではその方法しかないというふうに考えております。よろしくご理解を願いたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

5番、湯田純朗君。

○5番（湯田純朗君） 大体説明はわかりました。私本当にその28店舗、今現在。あと7月12日までの延期と。募集延期ということですけども、これについても一度お聞きしますが、各店舗に説明とか何かでは直接、間接的にはなかったのでしょうか。いきなり健康福祉課からの黄色いチラシで行って募集、やってくださいと、そういうふうな話の文書ですから、事前にそういうことなかったのかなという、それを1つです。

あと、今何回も申し上げますけれども、やっぱり非課税世帯と。要するにそういったことを、収入があまりない世帯ということになるのでしょうかけれども、それを私は一番心配しているわけです。取り扱い店がこれ28店舗からプラス、34になっても、ああ、この人は税金払っていない低所得者と、こういうふうに見られるわけです。その店舗からどこからか口が漏れて、あの人はこういったということもあるわけです。ですから、そこら辺がなかなかできない相談かもしれませんけれども、非常に難しいのかなというふうな、特定してやるのは難しいのかなと思いますけれども、そこら辺もう一度お聞きします。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、星修二君。

○参事兼健康福祉課長（星修二君） ただいまのご質問でございますが、まず登録店に対するご案内ということでございますが、文書にて郵送にてご案内をしております。

内容については、今ほど申したような内容を記載しまして、登録してくださいということで申し上げております。何件か、数件だったと思いますが、それについての問い合わせは受けております。

それから、そのプライバシーの問題でございますが、確かにそのとおりだと私も思います。ただ、国の方針でございまして、このやり方以外何とも考えることができないというような状況でございますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。

2番、玉川邦夫君。

○2番（玉川邦夫君） 同じ質問というか、同じそのプレミアム商品券について質問いたします。

私も、この広報5月号見て非常にわかりにくかったのですけれども、商店のほうにはもっとわかる、どういうふうにご紹介の紙が行ったのかわかりませんが、どうも我々町民からすると、しもごろーカードという言葉は出てこない。商品プレミアム、昨年はデジタル化してそこに一括して入れたという、最初非常に使いにくいなど、ちょっと購入しなかったのですけれども、そういう声があったけれども、今は非常に有効に使っている。やっぱり地域商店の活性化ということでいいのか。今回は、今度町独自で思いやり商品券、これ私もずっとかねがね質問の中で、やっぱり弱者を救うという意味ではいいアイデアだと思ったのですけれども、だたしもごろーカードとのこのかわりがどういふ話し合いが行われたのか。もうこれ商品券になりますよね。カードに入れるのではないということ。

それから、この商品券、商店に希望を募ったわけですが、本店、支店いろいろあるので、いわゆる大きなお店、スーパーとかいろいろあります。できるだけこれやっぱり地域に還元というのは、そこはとても大事なんでしょうけれども、そこまではもうオープンにしているのか。お店は、百何舗と言いましたか、どこまで広げてあるのか、ちょっとお聞きしたいのと。

以上でございます。

○議長（佐藤盛雄君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、星修二君。

○参事兼健康福祉課長（星修二君） まず、加盟店でございますが、大型店舗についてもご案内を差し上げました。先ほど申しましたとおり、164店舗ということでございます。

それから、このプレミアム商品券というのは町の制度でございませぬ。国のプレミアム商品券の制度を町がプレミアムは今やっていますので、それと混同しますので、思いやり商品券という名称に変えてやっている事業でございまして、これは町の事業でございませぬ。ですから、全て全額国の補助でございませぬ。よろしかったでしょうか。

- 議長（佐藤盛雄君） 2番、玉川邦夫君。
- 2番（玉川邦夫君） しもごろーカードとのつながりについては。
- 議長（佐藤盛雄君） 健康福祉課長、星修二君。
- 参事兼健康福祉課長（星修二君） しもごろーカードとの関係は特にありません。
- 議長（佐藤盛雄君） ほかにご質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第53号 令和元年度下郷町一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
これから議案第54号 令和元年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
これから議案第55号 令和元年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
これから議案第56号 令和元年度下郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

○議長（佐藤盛雄君） 日程第16、議員提出議案第4号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についての件を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（佐藤盛雄君） お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第4号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第4号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第2回下郷町議会定例会を閉会します。

（「議長」の声あり）

○議長（佐藤盛雄君） 8番、猪股謙喜君。

○ 8 番（猪股謙喜君） 下郷町議会の開会初日、町長のほうから道の駅の件についての報告を最終日にしたいというお話がありましたが、報告では我々質問権がございませんので、この件に関しましては、議会全員協議会を開いて町長の報告を聞くようにしていただきたいと思います。

○議長（佐藤盛雄君） ただいま猪股謙喜議員より申し出がありました。議員全員協議会の開催要求でございますが、8番、猪股謙喜君の申し出に対して同意する者の起立を求めます。

（起立4名）

○議長（佐藤盛雄君） 起立4名。着席をお願いします。

それでは、暫時休議いたしまして、直ちに議会運営委員会の開催をお願いいたします。

（午後 1時44分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年6月14日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員